

令和5年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和5年3月3日 開会

令和5年3月16日 閉会

奈井江町議会

令和5年第1回奈井江町議会定例会

令和5年3月3日（金曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議長諸般報告

①会務報告

②議会運営委員会報告

③委員会所管事務調査報告

④例月出納定例検査報告

第 4 行政報告（町長、教育長）

第 5 報告第 1号 奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画の策定について

第 6 議案第 1号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）

第 7 議案第 2号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

第 8 議案第 3号 令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第 9 議案第 4号 令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）

第10 議案第 5号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

第11 議案第11号 奈井江町税条例の一部を改正する条例

議案第12号 奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

て

議案第 6号 令和5年度奈井江町一般会計予算について

議案第 7号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について

議案第 8号 令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 9号 令和5年度奈井江町下水道事業会計予算について

議案第10号 令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

て

○出席議員（7人）

2番	大 関 光 敏	3番	竹 森 毅
4番	遠 藤 共 子	6番	笹 木 利津子
7番	森 山 務	8番	大 矢 雅 史
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 5番 石 川 正 人

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
企 画 財 政 課 参 事	小 澤 克 則
総 務 課 長	辻 脇 泰 弘
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 誠
町 民 生 活 課 長	田 野 義 美
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
産 業 観 光 課 長	石 塚 俊 也
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
教 育 委 員 会 事 務 局 長	松 本 正 志
町 立 病 院 事 務 長	杉 野 和 博
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
企 画 財 政 課 課 長 補 佐	井 上 健 二
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名 農業委員会会長 小 島 和 博

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

(9時58分)

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員7名で定足数に達しておりますので、令和5年奈井江町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

(9時58分)

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番笹木議員、7番森山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

(9時59分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より16日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日から16日までの14日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員長報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

改めまして、皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和5年1月27日、調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期について、2、議案審議について、3、その他について。

委員会開催日、令和5年2月27日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営等について、調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、総括質問について、4、町政一般質問について、5、予算審査特別委員会の設置について、6、請願意見案、陳情等の取扱いについて、7、会議案、調査について、8、その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。それでは、私から、まちづくり常任委員会所管事務調

査報告をいたします。

委員会開催日、1月19日、調査事項、調査第1号「冬期間の道路管理について」、説明員、調査内容は記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、除排雪については、本年度のように集中的な降雪が続いた中でも、住民の暮らしに支障がないよう、安全安心な道路交通の確保に努めていることは大いに評価するところである。

近年、高齢化の進行等により、除雪や流雪溝、融雪槽への投雪が困難な状況が見られ、国道や町道において見通しの悪い箇所があるなど、安全面の確保が懸念される。国道、道道にあっても、交通安全の観点から、町としても対策の検討を進めていただきたい。

また、引き続き、道路状況や気象状況に即応できるよう、除雪・除排雪施設体制の維持に努めていただきたい。

委員会開催日、1月31日、調査事項、調査第2号「地域包括支援センター業務について」、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、本町の高齢化率は40%を超えており、今後、人口減少とともに2025年には高齢化率がさらに進むことが予想されている。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行い、地域包括ケアの充実を目指し、活動していることが報告された。

地域包括ケアシステムの構築には、住民組織や民間事業者など、多様な主体による生活支援サービスや認知症支援対策の充実、医療や介護との連携強化など、町の特性や社会資源を生かした地域包括ケアシステムの構築が重要である。

今後においても、地域包括ケアシステムの推進のために、住民の中に自助と互助の必要性や在宅ケアについて理解されるよう、より一層の啓蒙・普及に取り組んでいただきたい。

また、要介護認定率の上昇、認知症高齢者の増加が見込まれることから、様々な対策を実施し、本町の地域包括ケアシステムがますます推進されることを期待するものである。

委員会開催日、2月7日、調査事項、調査第3号「奈井江版生涯活躍のまちの実施状況について」、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、少子高齢化が進展し、急速な人口減少により、地域住民のつながりや支え合い活動の機会の減少が大きな課題となっている。

このような様々な課題を解決するため、本町では、奈井江版生涯活躍のまちのコンセプトを「誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくり」とし、大きく活躍・しごと、住まい、健康、交流・居場所の4つのプロジェクトを推進することが報告された。

地域再生計画に掲げられた事業を着実に推進され、目標とされた将来展望を実現されることを大いに期待するところであります。

また、町民誰もが活躍でき、健康で安心して暮らせるまちづくりの確立に向けて、施策の効果が高まるよう望むものであります。

以上報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、12月23日、1月13日、1月19日、1月31日の計4回の委員会を開催し、議会だより第30号の紙面の構成、編集、校正について検討し、2月15日には議会だより第30号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時07分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第1回定例会ご出席、ご苦労さまです。令和4年の第4回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、企画財政課関係についてであります。2月14日、地域の創意工夫ある取組を関係者から直接聞き、広く発信するなおみちカフェの開催のために、鈴木北海道知事が来庁されました。

訪問先であります株式会社太田精器では、工場視察の後、鈴木知事との懇談が行われましたが、オオカミ型の野生動物撃退装置、モンスターウルフや、ナノレベルの鏡面加工を行う研磨技術など、ユニークな視点と屈指の技術力に知事も感服をされていたところであります。

次に、保健福祉課関係ですけれども、1月28日、老人クラブ連合会主催の老人のつどいが文化ホールにおいて3年ぶりに開催されました。同会は、コロナ禍によって開催の自粛が続いていましたけれども、創意工夫により実施できる行事がないか検討され、新年会と併せた形で開催されました。

会場に集まった94名の参加者は、キッズ落語教室の皆さんが披露した落語を聞いて大きな盛り上がりを見せておりましたけれども、このような事業の開催などによって、ポストコロナに向けた動きが、町内で徐々に広がっていくことを期待しているところであります。

次に、産業観光課関係ですが、12月27日、JA新すながわ「ゆめぴりか」低タンパク米比率過去最高の祝賀会が取り行われました。奈井江町におけるゆめぴりかの低タンパク米の比率につきましては、平成29年産80.3%を上回る81.4%という成績が収められました。日頃から品質向上のため、生産者と関係団体が一体となって、生産技術の習得に加え、消費者の目線に立った努力を重ねてこられた結果であり、改めてブランド力の高さを証明したものと感じているところであります。

最後に、報告書に記載はございませんが、ご報告を申し上げます。

2月20日に交通事故死ゼロ連続1,000日を達成いたしました。連続1,000日を超えたのは今回で3度目、最長記録は平成26年に達成した1,674日となっております。

引き続きこの記録が一日でも長く続くよう、交通安全の普及啓発、そして交通事故の撲滅に向けて、町民、関係機関、団体等の皆様と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、参考までに申し上げます。3月3日、本日現在の積雪深は104センチ、累計の降雪量は759センチということで、今現在では平成30年の過去におけるものま

では到達しておりませんが、いずれまだまだ積雪も多いという状況であります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。それでは私のほうから、第4回定例会以降の教育行政について報告を申し上げます。

1月8日、二十歳を祝う会を開催し、37名からご参加いただいております。民法が改正され、成人年齢が18歳になって初めての開催となりましたが、対象者を20歳とし、昨年までの式典方式から祝う会へとリニューアルを行っております。

お祝いの会とする一方で、出席者の皆さんが、守られる立場から後進を守る立場に変わる分岐点に際して、いま一度自分たちがたくさんの人に支えられて成長してきたということを思い出していただきたく、スクリーンに映し出される写真自体は楽しい写真ばかりではありますが、対象者の若い方々が、だんだんと子どもの頃へと遡っていくスライドショーを上映したり、来賓も、成長の過程で直接的に関わっていただいた教員や地域の方々を対象とするなど、厳粛さと和やかさ、そして楽しさ満載の37名のきらきらと輝く笑顔が印象的な会になったところであります。

また、この日、会場となった文化ホールでは、町の事業では初の使用となります「ずどーん」が描かれた撮影スポットが2か所用意され、二十歳になった皆さんのスマートフォンからSNSで多数拡散をされ、ずどーんとしては最高のデビュー戦になったのではと思っているところであります。

1月26日、そして2月15日ではありますが、学校関係者評価委員会を開催し、外部委員による小中学校の評価を行っていただいております。委員会の評価は、小中全項目において最上位評価のAを頂いているところであります。

なお、本委員会につきましては、次年度に設立するコミュニティスクールにその機能を包含するため、本年度をもって廃止となります。

2月1日をご覧ください。町民ギャラリーと奈井江小学校冬休み作品展を同時に開催し、22日までの間、公民館のロビーいっぱいには437点に及ぶ作品が展示され、とてみにぎやかで盛会な展示会が実施されたところであります。「11月の総合文化祭には恥ずかしくて出せないけれども、町民ギャラリーだったら気軽に出せます」と言って出品をしていただく町民もおり、生涯学習活動の掘り起こしにも寄与しておりますので、今後も継続をしていきたいと考えているところでございます。

以上、行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号の上程・説明・質疑

(10時15分)

●議長

日程第5、報告第1号「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、お疲れさまです。

それでは、議案書ナンバー1の1ページをお開きください。

報告第1号「奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画の策定について」、令和5年度から令和7年度までの3年間の奈井江町地域福祉計画・地域福祉実践計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域の支え合いによる地域福祉を推進するため、社会福祉協議会とともに、地域福祉計画と地域福祉実践計画を一体的かつ整合性を図りながら作成した計画として、町議会に報告するものであります。

計画の概要について担当課長に説明させますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

おはようございます。第1回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。報告第1号、奈井江町調査地域福祉計画・地域福祉実践計画の内容につきまして、別冊でお配りしております計画書により、概要をご説明申し上げます。

計画書の1ページをご覧いただきます。

本計画は、1、計画策定の背景の下から7行目にありますように、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう地域全体で支え合える仕組みをつくる必要があり、多様化・複雑化していく生活課題に対して、行政、関係機関、地域住民が

一体となって対応するための地域福祉の施策に関する基本的な方向性を示すため、策定するものであります。

2、地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域の支え合いによる地域福祉を推進し、共に生きる地域社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる計画であり、3、地域福祉実践計画とは、地域住民やボランティア団体・民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくための行動計画であり、社会福祉協議会が中心となって地域福祉計画との整合性を図りながら策定するものであります。

2ページをお開き願います。

両計画は、2ページ下の図にありますとおり、地域の現状や課題、地域福祉推進の理念等を共有し、連携を図り解決していく必要があるため、一体的に策定し、最上位計画であるまちづくり計画や高齢者福祉計画等の各種計画と整合性を図りながら策定しており、さらに成年後見制度の利用と促進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を併せて策定することとしております。

3ページをご覧ください。

本計画は、令和5年度から令和7年度の3か年を第1期計画、2期を4年計画、第3期を5年とし、第3期以降はまちづくり計画と併せて見直しを行うものとしています。

4ページをお開き願います。

第2章、地域を取り巻く状況では、7ページにわたりまして、人口動態、生活保護受給者、障害者手帳所持者、介護認定者、老人クラブ等の状況を記載しております。

総人口につきましては、令和3年度末において5,045人、高齢化率42%、出生は16人と少なく、少子高齢化が進んでおります。

5ページの生活保護受給者の状況では、令和2年度まで減少傾向にあったものの、令和3年度において増加しており、感染症や原油価格高騰等による影響から、今後も増加することが懸念されます。

7ページの4、介護認定者の状況では、令和3年度において増加しており、今後も増加することが見込まれています。

5、老人クラブの状況では、令和3年度末において、老人クラブ数17、会員数760人と、会員数、老人クラブ数ともに減少傾向にあり、役員の担い手確保や会員加入が課題となっております。

8ページをご覧ください。

第3章、1、基本理念では、「いくつになっても住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」と定め、全ての町民が健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くことができるまちづくりを目指すものとしております。

また、基本目標として、1、「みんなが未来につなげる人づくり」、2、「みんなが参加し利用できる仕組みづくり」、3、「みんなが心豊かで住みよい地域づくり」を掲げています。

10ページをお開きください。

第4章、基本目標と施策の展開では、10ページから20ページにかけて、基本目標

ごとに、町、社協の取組の内容と、町民・地域に期待することについて記載してまいります。

基本目標①「みんなで未来につなげる人づくり」では、地域福祉の理解を促すための福祉教育の推進、ボランティアや福祉団体など、福祉を担う人材の育成について取組内容を記載しております。

12ページから15ページにかけて、基本目標②「みんなが参加し利用できる仕組みづくり」として、住民参加・交流の場の充実、子ども・子育て支援の充実、生活支援サービス・見守り体制の推進、生活困窮・就労支援体制の整備について取組内容を記載しております。

16ページから20ページにかけて、基本目標③「みんなが心豊かで住みよい地域づくり」として、交通・生活環境の確保、相談支援体制の充実、権利擁護体制の推進、健康・介護予防の推進、災害時の避難支援体制の推進について取組内容を記載しております。

21ページをご覧ください。

第5章、成年後見制度の利用促進について記載しております。成年後見制度は、認知症や障害などによって、判断能力が十分でない方の権利や財産を守る制度です。平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律施行に伴い、安心安全な地域共生社会の実現につながる仕組みづくりとして、地域福祉計画・地域福祉実践計画と連携し、同一理念の下、一体的に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用促進を図るものとしています。

22ページをお開きください。

5、奈井江町の現状。(1)高齢者及び障害者の状況として、令和4年3月末、高齢者数は2,116人であり、今後も高齢化率、高齢者のみの世帯は増加する見込みであること、認知症高齢者が現在350人ほどと推測されること、障害者の親亡き後問題など、将来的なことを見据え、成年後見制度の理解の促進や支援する担い手の確保が課題と考えております。

23ページをご覧ください。

基本目標につきましては、①「制度の理解が広がる環境づくり」、24ページにわたりまして、②「地域で支援ができる仕組みづくり」、③「誰もが安心して制度を利用できる基盤づくり」を掲げ、目標ごとに、町・社協の取組内容を記載しております。

最後に、25ページ、26ページで、この計画推進体制について、計画の周知、計画の点検評価、役割分担等を記載しております。

27ページ以降は、資料編といたしまして、社会福祉協議会の事業、策定委員会設置要綱、委員会開催状況、地域福祉に関するアンケート集計結果を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、地域福祉計画・地域福祉実践計画の概要についてご報告させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みといたします。

日程第6 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第6、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

今回の補正は、この後提案いたします特別会計及び企業会計の補正予算も含め、事業費の確定などによる精査であり、少額のことを割愛し、金額に大きな変更のあるものを中心に説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」について説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ7,374万3,000円を減額し、予算の総額を57億3,946万3,000円とするものであります。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容について歳出より説明いたしますので、議案書の24ページをお開きください。

25ページにわたる1款議会費では、議員報酬、旅費等の精査により、176万8,000円を減額計上。

25ページから2款総務費に入ります。

26ページにわたる1項1目の一般管理費、職員の研修、表彰等に要する経費では、感染症の対策のため中止となった研修旅費等を合わせて131万9,000円を減額計上。

27ページにわたりますその他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の報酬等の見込み精査により721万3,000円を減額計上。

27ページ下段の財政事務に要する経費では、決算統計システム改修に伴う負担金14万3,000円を追加計上。

29ページをお開きください。

30ページにわたりますその他まちづくり事業に要する経費では、日ハム応援大使・地域おこし協力隊活動費等の見込み精査により204万7,000円を減額計上。

31ページをお開きください。

ふるさと応援寄附金事業に要する経費では、記念品送料、手数料等の見込み精査により2,315万2,000円を減額計上。

32ページをお開きください。

上段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費では、事業費の確定により、農業生産資材価格高騰緊急支援金、感染対策経費に対する病院への繰出金等の精査を行っております。

下段、33ページにわたります4目財産管理費、その他公有財産の維持管理に要する経費では、町有地の草刈り手数料、旧消防庁舎の車庫解体工事の完了等による精査により505万3,000円を減額計上。

33ページをお開きください。

下段、定住促進対策事業に要する経費では、中古住宅購入助成金の件数の増加により900万円を追加計上。

下段、34ページにわたります庁舎整備等に要する経費では、庁舎建設工事等の見込み精査により963万2,000円を減額計上。

34ページ中段、6目の交通安全対策費、防犯等に要する経費では、電気料金の見込み精査により90万円を追加計上。

35ページ下段、10目の地域振興基金積立金では、ご寄附による積立金150万円の追加のほか、令和5年度充当分のふるさと応援寄附金等の減額を見込み、差引き1,237万6,000円を減額計上。

36ページにわたりますその他の基金についても、それぞれ積立金の見込み精査を行っております。

また、38ページから41ページにおいて、それぞれ選挙費の精査を行っております。

42ページをお開きください。

3款民生費に入ります。

43ページにわたります1項1目の社会福祉総務費、障害者支援に要する経費では、障害者福祉システム改修負担金等の確定により、合わせて138万4,000円を減額計上。

44ページをお開きください。

中段、国民健康保険事業会計繰出金では、繰出金の見込み精査により142万6,000円を追加計上。

45ページにわたる住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費では、1,271万7,000円。

45ページ中段、高齢者非課税世帯等生活支援事業に要する経費では、527万9,000円をそれぞれ事業の確定により減額計上。

47ページをお開きください。

上段、3目の老人福祉費、後期高齢者医療保険に要する経費では、繰出金等の見込み精査により279万円を減額計上。

下段、48ページにわたる5目の心身障害者特別対策費、重度心身障害者医療給付事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により188万2,000円を減額計上。

48ページをお開きください。

6目老人福祉施設費、介護サービス提供基盤等整備事業に要する経費では、民間団体の事業の取下げに伴い助成金350万円を減額計上。

高齢者生活福祉センターの管理運営に要する経費では、ひだまりの改修工事費の確定により404万8,000円を減額計上。

50ページをお開きください。

8目の介護保険推進費、介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合負担金の見込み精査により276万1,000円を減額計上。

51ページ中段、2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費では、子ども通園センター負担金等の見込み精査により82万4,000円を追加計上。

52ページ下段、2目の児童措置費、子ども医療費助成事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により197万9,000円を減額計上。

4款衛生費に入ります。55ページをお開きください。

1項1目の保健衛生総務費、公衆浴場に要する経費では、燃料費補助の見込み精査により20万9,000円を追加計上。

下段、病院事業会計繰出金では、見込み精査により1,517万9,000円を追加計上。

56ページ中段、2目の予防費、母子保健事業等に要する経費では、扶助費等の見込み精査により120万2,000円を減額計上。

下段57ページにわたります一般成人病予防事業に要する経費では、各種健診委託料等の見込み精査により239万9,000円を減額計上。

58ページをお開きください。

上段、その他予防事務に要する経費では、各種予防接種委託料等の見込み精査により431万1,000円を減額計上。

下段、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費では、接種委託料過年度分の償還金等の見込み精査により719万3,000円を減額計上。

61ページをお開きください。

上段、2項1目の塵芥処理費、ごみ処理に要する経費では、一般廃棄物収集運搬委託料、砂川地区保健衛生組合、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査により

271万8,000円を減額計上。

62ページ、6款農林水産業費では、各事業の見込み精査を行っておりますが、63ページ下段、3目の農業振興費、農業振興に要する経費では、北海道から内示を受けた担い手確保・経営強化支援事業助成金等1,646万6,000円を追加計上。

65ページをお開きください。

上段、5目の農地費、道営土地改良事業に要する経費では、事業補助金等の精査により380万1,000円を減額計上。

下段、耕地利用高度化推進事業に要する経費では、農業機械導入事業費の見込み精査により130万円を減額計上しております。

7款商工費に入ります。

68ページをお開きください。

中段、1項2目の企業誘致費、企業立地に要する経費では、空知団地維持管理託料の確定、企業立地促進補助金の見込み精査により254万5,000円を減額計上。

下段、3目の観光費、観光振興に要する経費では、開催中止となった産業まつりの補助金100万円を減額計上。

8款道路費に入ります。

69ページ、2項1目の道路維持費、道路の維持管理に要する経費では、工事費の見込み精査により124万3,000円を減額計上。

70ページをお開きください。

4項2目の下水道費では、下水道事業会計の繰出金の見込み精査により813万6,000円を減額計上。

71ページ、下段、9款の消防費では、砂川地区広域消防組合負担金の見込み精査により64万7,000円を追加計上。

10款教育費に入ります。

78ページをお開きください。

5項3目の公民館費、公民館の管理運営に要する経費では、燃料費、光熱水費の見込み精査により147万8,000円を追加計上。

80ページをお開きください。

81ページにわたる5目の文化ホール費、文化ホール自主事業に要する経費では、出演委託料等の見込み精査により196万7,000円を減額計上。

81ページ下段、82ページにわたります11款公債費では、長期償還の元金及び利子、一時借入金利子の見込み精査を行い、合わせて72万1,000円を減額計上しております。

82ページから83ページ、12款職員費、職員給与に要する経費では、給料、退職手当組合負担金等の見込み精査を行っております。

次に、歳入についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

1款町税の1項町民税では、見込み精査により、個人、法人合わせて3,315万円

を追加計上。

2項固定資産税では、1,091万7,000円を追加計上。

3項軽自動車税では、49万2,000円を追加計上。

10ページをお開きください。

4項町たばこ税では、販売本数の増により329万9,000円を追加計上。

5項都市計画税では、51万3,000円を追加計上。

11項地方交付税では、地域おこし協力隊事業の見込み精査により特別交付税480万円を減額計上。

13項分担金負担金の11ページ1項2目の民生費負担金では、認定こども園保護者負担金等の見込み精査により148万9,000円を追加計上。

11ページから13ページの14款使用料及び手数料では、ごみ処理手数料等、各項目、費目により見込み精査を行っております。

13ページから15ページにわたる国庫支出金では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金ほか、各種事務事業補助金の見込み精査により、合わせて2,539万円を減額計上。

15ページから18ページにわたります道支出金におきましても、農業委員会交付金、経営体育成支援事業補助金のほか、各種事務事業補助金等の見込み精査により、合わせて1,089万4,000円を追加計上しております。

19ページをお開きください。

18款の寄附金では、ふるさと応援寄附金を見込み精査により、3,850万円を減額計上。

19ページから20ページにわたります19款繰入金1項1目の地域振興基金繰入金では、教育備品、国際交流事業、小中学校芸術鑑賞事業充当の精査により、754万1,000円を減額計上。

20ページ上段の4目、役場庁舎整備基金繰入金では、事業費の確定に伴う起債借入額の変更により103万2,000円を減額計上。

中段、7目の公共施設整備等基金繰入金では、旧消防庁舎解体工事、町民プール、文化ホールの修繕等の確定により748万円を減額計上、その他各基金においても見込み精査を行っております。

20ページから22ページの21款諸収入では、雑入など合わせて517万5,000円を減額計上。

22ページをお開きください。

22款の町債1項1目の過疎債では、各事業費の見込み精査により2,820万円を減額計上。

23ページ、2目の公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎整備事業費、高齢者生活福祉センター・文化ホール改修費等の確定により970万円を減額計上。

3目の緊急自然災害防止対策事業債、4目の土木債においても、排水路改修工事、公営住宅解体工事等の完了により、精査を行っております。

なお、以上における歳入歳出の差4,473万円については、歳出、35ページ上段の財政調整基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。3番竹森議員。

●3番

今説明がありました支出のほうで、44ページの住民税の非課税世帯等に関する臨時特別給付金が返還になっているんですけども、以前も満度に給付されていないと。今回の分について、どのぐらいの給付状態だったかをお知らせ願いたいと思います。

●議長

答弁はどなたですか。

暫時休憩します。

(休憩)

(6. 3番竹森議員の質問・答弁)

●議長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費ということで、当初1,200世帯ほど見込みまして事業を進めてまいりました。実際に対象となる世帯に通知をいたしまして、申請を受け付けた結果、947世帯から申請がありまして、その差として、給付金の差の分の減額というふうに見込んでおります。

●議長

3番竹森議員。

●3番

今、申請が900何件ということで、250件ぐらいの方は申請もないということは、再度通知とか連絡した経緯はありますか。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

当初見込んでいた世帯に通知しまして、実際に申請のなかった世帯につきましては、申請の期日の前に一応お電話で確認させていただいて、申請の有無を確認させていただいて、漏れがないように対応しております。

●議長

ほかに質疑ありますか。6番笹木議員。

●6番

今の竹森議員の質問に関連ですけれども、今ほど住民非課税世帯で1,200世帯のうち947件から申請があった。250件がなくて、その後電話をして手当てはしていただいたんですけれども、これは、自己申告というか、自分で申請しないと頂けないんですよね、給付が。

高齢者の非課税世帯にも527万9,000円、金額出ているんですが、ここの給付率も知りたいのと、一番は申請行為ができない人の手当てはどうなっているのかということなんです。

ただ、連絡をしていただいて、努力はしていただいているのでしょうかけれども、実際に申請をすると、頂ける権利がある人がもらえない状況が出ていないのかという点と、できれば100%の方が、せつかく頂ける交付金なので、ぜひそちらのほうも努力していただきたいなという思いで質問です。

ですから、高齢者の非課税世帯のほうも給付率を教えてくださいと思います。

●議長

休憩します。

(休憩)

(6. 6番笹木議員の質問・答弁)

●議長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまの笹木議員からのご質問です。高齢者の非課税世帯に対する生活支援事業と

ということで、そちらのほうは配付した対象者が731件ということで、そのうち619件が、申請がございました。率にしますと84.67%ということになります。

あと、もらえない方、申請につきましては、郵送で通知いたしまして、郵送で戻していただくというような形を取りました。

また、申請がなかった方につきましては、こちらからやはりご連絡をして、郵送していただいたりですとか、あと、もし再発行等、なくしてしまった方もいらっしゃるので、再発行等しながら、なるべく対象となる方には申請をしていただいているということです。

また、実際に配付、こちらの方から対象だと思われる方に配付をした結果、実際には同一世帯の中に課税の方がいらっしゃるということで、対象とならない方という方もいらっしゃるので、実際には配付したものに対する申請というところでは、84.67%だったということになります。

なるべく申請していただけるような形で、担当のほうでも対象者のほうにはご連絡をして、申請していただけるような形で努力をした結果というふうに見ていただければと思います。

●議長

よろしいですか。6番笹木議員。

●6番

今ほど課長の答弁も、理解はするんですけども、実際問題は、非課税世帯のほうでは250件、それから高齢者のほうでは120件あまり申請ができていないという現実があるわけです。その中に、申請に当たらない方もいらっしゃるでしょうし、本当に、でも、思うんですけども、実際には申請すれば頂けるんですけども、申請をしたくてもできないというか、そういう方というのは、この件数の中にいらっしゃらないんでしょうか。

●議長

保健福祉課長。

休憩します。

(休憩)

(3. 6番笹木議員の質問・答弁)

●議長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉課長。

●保健福祉課長

この給付に関するものについては、やはり頂ける方が、権利があるということがありますので、なるべく連絡を取れる範囲でしっかり連絡を取って、申請行為をしていただくような形で支援をしております。

ただ、どうしても連絡がつかない、例えば入院をされているですとか、入所をされているですとか、そういったことで、私たちも、住所は分かるんですけども、居場所がつかめない方という方がいらっしゃいまして、申請、やはり期日が迫ってくる時期よりも若干早めに連絡を取ったりはしていたんですけども、中にはそういったことで連絡が取れなくて、申請に至らなかった方もいるかもしれないということを係のほうでも感じているところであります。

今後につきましても、こういった給付の施策があった場合につきましては、権利のある方はしっかり申請していただけるような形で対策を組んでいきたいと思っております。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。2番大関議員。

●2番

2点について質問しますが、まずは1点目、歳出の63ページですが、先ほど若干説明ありましたが、農業振興に要する経費で1,600万何がしの補助金が出ていますけれども、そのことについて詳細をお願いしたいと思います。

それから、もう一点は歳入の寄附金であります。大きく金額を減らしましたが、これも、この原因について今考えられることがあれば、返礼品については、ふるさとチョイスのサイトを増やすなど、いろいろな対応策をしていると我々も感じていますし、減額になるというか、減る理由が我々にはちょっと思いつかないのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

第1回定例会のご出席、お疲れさまでございます。ただいまご質問のありました農業振興に要する経費の補助金でございますが、この担い手確保経営強化支援事業の補助金でございますが、国の第2次補正予算において措置されたものでございまして、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対しまして、必要な農業用機械、施設の導入に係る経費の一部を補助する制度でございまして、国から道を通じまして事業費の2分の1が町に交付され、本町の農業者から要望のありました2つの経営体に対しまして、自動操舵システムつきトラクターやその附属機器に対しての補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

大関議員のふるさと納税の寄附金の減額という原因についてということのご質問でございますが、ご承知のとおり、奈井江町のふるさと納税の返礼品につきましては、お米を中心にこれまでも実績を積み上げてきまして、特に令和2年の日経トレンディの大賞受賞以降、無洗米であったり定期配送の種類を増やしたりなど、様々な対策を講じてきたところであります。

4年度についても、ポータルサイトでの広告や返礼品の紹介チラシの配布等々、PR活動を行ってきたところでございますが、実績が伸び悩んでいるというような結果となっております。

金額につきましては、令和4年度の2月末の時点の数字を申し上げますと、昨年度、令和3年度の実績9,673万8,000円に対して、32%減の6,569万4,000円の状況となっております。

また、件数につきましても、前年度の27%減というような状況になってございます。

月別の金額も申し上げますと、1年間の中で最も多くの寄附が寄せられる12月において、前年度と比較し約920万円の減、そのほかの月につきましても、平均で約220万ほどの減という非常に厳しい状況になってございます。

原因というのは、なかなか難しい部分もありますが、先ほど申しました米が主力といえますか、これまでの8割程度を占めてきてまいりましたが、特に北海道内でも米の主産地である空知管内のやはり米をふるさと納税として出している市町村の競争が非常に激化しているのかなというようなことは、常日頃感じているところでございまして、いずれにいたしましても、この厳しい状況を踏まえて、今後どうまた対策を講じていくか、検討を加えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

●議長

2番大関議員。

●2番

農業部門のところは分かりました。

ふるさと納税についてですが、町民の中でも、ほかの市町村にふるさと納税されている方がいるんですけれども、そういうところでいろんなところの報告を聞くと、何というかな、対応が早いですが、例えば町長の手書きの手紙が入っていたりとか、そういうやっぱりちょっとほかの町にはないことをすると、ちょっと対応がよくなるのかなと個人的には感じていますので、今後いろいろ対応策が取れば、その辺についても検討

いただきたいと思ひます。

以上です。

●議長

ほかに質疑ござひませんか。

(なし)

●議長

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中であります、この時計で10分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時00分)

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時09分)

●議長

会議を再開いたします。日程第7、議案第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書86ページをお開きください。

議案第2号「令和4年度国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ458万7,000円を減額し、予算の総額を1億9,047万円とするものであります。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

95ページをお開きください。

1款総務費では、広域連合負担金等の見込み精査により453万6,000円を減額計上。

96ページ下段、98ページにわたります4款の諸支出金では、直営診療施設勘定繰出金、一般会計繰出金等の確定により13万円を減額計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、91ページをお開きください。

1款国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により1,686万7,000円を減額計上。

92ページにわたる4款繰入金では一般会計繰入金、広域連合会計繰入金の見込み精査を行っております。

以上における歳入歳出の差につきましては、96ページ、歳出、国保基金積立金を7万9,000円、92ページ、歳入の基金繰入金を1,083万1,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時12分)

●議長

日程第8、議案第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書99ページをお開きください。

議案第3号「令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ654万3,000円を減額し、予算の総額を1億235万2,000円とするものであります。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので105ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査により651万4,000円を減額計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

104ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により457万4,000円を減額計上し、3款繰入金では保険基盤安定繰入金など、一般会計繰入金の見込み精査により196万9,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時14分)

●議長

日程第9、議案第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書106ページをお開きください。

議案第4号「令和4年度下水道事業会計補正予算(第4号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,705万2,000円を減額し、予算の総額を3億8,296万2,000円とするものであります。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

113ページをお開きください。

116ページにわたる1款下水道費では、各事業費の見込み精査により、合計で1,631万9,000円を減額計上。

116ページ、第2款公債費では、長期債の利息の精査により73万3,000円を

減額計上。

続いて、歳入についてご説明いたします。

111ページをお開きください。

111ページ、第2款使用料及び手数料では、納付実績に基づく見込み精査により10万6,000円を減額計上。

2款分担金・負担金では、受益者負担金収入39万2,000円を追加計上。

112ページをお開きください。

6款の町債では、各事業費の確定により920万円を減額計上。

以上における歳入歳出の差813万7,000円については、一般会計からの繰入金と同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時17分)

●議長

日程第10、議案第5号「令和4年度奈井江町立国民健康保健病院事業会計補正予算

(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書119ページをお開きください。

議案第5号「病院事業会計補正予算(第4号)」の概要についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正では、1、(3)建設改良事業において、小型遺伝子検査機器購入で8万2,000円を減額。

120ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款病院事業収益において2,851万6,000円を減額し、総額8億2,461万9,000円。支出、第1款病院事業費用において、522万9,000円を追加し、総額8億399万3,000円。

第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において8万2,000円を減額し、総額7,885万8,000円。

121ページ、支出、第1款資本的支出において8万2,000円を減額し、総額1億1,876万9,000円。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正では、職員給与費、公債費、合わせて94万3,000円を追加し、総額4億7,159万2,000円としております。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、収益的支出からご説明いたしますので、122ページをお開きください。

123ページにわたる病院事業費用、医業費用の1目給与費では、人件費の見込み精査で、合わせて94万2,000円を追加計上。

2目材料費では、薬品費等の見込み精査により128万3,000円を減額計上。

3目の経費では、旅費・交通費、消耗品費、賃借料、各種委託料等の見込み精査により238万9,000円を減額計上。

6目の資産減耗費では、医療機器等除却により673万4,000円を追加計上。

123ページにわたる医業外費用の3目サービスつき高齢者向け住宅費では、委託料等の見込み精査により59万7,000円を追加計上。

5目雑損失では、診療報酬の査定分等105万9,000円を追加計上。

続いて、収益的収入についてご説明いたします。

122ページをお開きください。

病院事業収益の医業収益では、患者数の増減等により、合わせて7,895万1,000円を減額計上。

医業外収益では、国民健康保険調整交付金、一般会計負担金、その他医業外収益の入院セット利用手数料等の精査により、合わせて3,441万2,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

123ページをお開きください。

資本的支出建設改良費では、医療機器購入費の精査により8万2,000円を減額計上しております。

資本的収入においては、感染症防止対策に係る一般会計繰入金8万2,000円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。3番竹森委員。

●3番

125ページの一番下、今般、過年度損益修正益ということが計上されているんですけども、金額がちょっと大きいんで、その内容について教えていただきたいと思えます。

●議長

国保病院事務長。

●町立病院事務長

第1回定例会の出席、大変お疲れさまでございます。ただいま、竹森議員のほうからご質問がありました特別利益の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回、特別利益に計上させていただきました内容といたしましては、長期前受金戻入収益のうち、本来であれば、過年度、平成26年度から令和3年度までの中で収益化をしているべき額を現在把握しましたことから、その額について、過年度損益修正益という形で計上させていただいたものであります。

長期前受金につきましては、平成26年度の新会計制度導入によりまして、新たに設けられた仕組みでございますが、導入から相当の期間が経過したということもございまして、今回、令和4年度の長期前受金戻入収益を計算していく中で、これまでの収益化処理に誤りがないかということで、改めて内容のほうの確認をさせていただいたところ です。

その結果といたしまして、償還が継続している起債に関して、既に廃棄済みの資産等がございまして、そういった場合、当該年度の中で収益化をかけていくべきところでしたが、その処理が漏れている部分が確認されました。そういったことから、今

回、令和4年度の長期前受金の収益化に当たりまして、過年度実施するべきであったものを特別利益という形で計上させていただいたということになっております。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

●議長

3番竹森議員。

●3番

そのことについては、ちょっと難しいんですけども、理解しました。

でも、こういう修正というのは、普通、通常の場合、企業会計の場合、年度末の会計のときにするべきものなので、こうやって途中、期中で補正をかけたという理由については。

●議長

国保病院事務長。

●町立病院事務長

ただいま竹森議員からご指摘のとおり、本来であれば決算の段階で計上すればよろしかったのではないかということかと思いますが、今回、3月の定例会に間に合うタイミングの中で、数字の確認をしていった中で発見した部分でございましたので、議会での議決を頂くことが可能というふうに考えまして、分かったものについて早期に、議会のほうに補正予算として提出をさせていただいたところでございます。

●議長

3番竹森議員。

●3番

それについては理解しました。

それを受けましてなんですけれども、よく分からないのが、いろいろ補正があって、事業収入があって、事業収入が2,800万減って、支出のほうは500万円増えた。今回のこういう益も入れての話だと思うので、それで前段の入院患者だとか外来患者のすごい減少をしているのを受けて、今現在というか、この補正をかけている段階で、たしか今年度は、病院については一時的に黒字になるかなという話もあったと思うんですけども、それを3月の決算に向けて、こういう状態でどういう見込みをしているのかお聞きしたいと思います。

●議長

病院事務長。

●町立病院事務長

ただいまの竹森議員のご質問にお答えいたします。

今、議員のほうからございましたとおり、年度当初予算におきましては、当年黒字を見込んでおきまして、最終的に資金不足比率につきましても、当初予算では3%まで減少するというご説明させていただいたかと思えます。

今、ご指摘の中にもございましたが、診療収益がかなり大幅に今回減少したということがございまして、当年の決算についても非常に厳しい状況となっております。

今現在見込んでおります今回の補正予算後の決算見込みによります単年実質収支としましては、698万8,000円の赤字となります。それによりまして、当年末の繰越実質収支につきましては、6,941万3,000円の赤字となります。その場合、資金不足比率につきましては、14.7%ということで今現在見込んでいるところでございます。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案一括上程

(11時28分)

●議長

日程第11

議案第 11 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第 12 号「奈井江町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 21 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」

議案第 6 号「令和 5 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 7 号「令和 5 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 8 号「令和 5 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 9 号「令和 5 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 10 号「令和 5 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上 8 議案を一括議題といたします。

令和 5 年度町政執行方針（町長）

（11 時 29 分）

●議長

この際、町長に令和 5 年度町政執行方針の説明を求めます。町長。

（町長 登壇）

●町長

お手元の町政執行方針をご覧くださいと思います。

令和 5 年第 1 回奈井江町議会定例会の開催に当たり、令和 5 年度の町政執行について、私の所信を申し上げます。

昨年 12 月、多くの町民の皆様からのご支援を頂き、2 期目の町政を担当させていただくこととなりました。引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を頂きながら、町政執行に全力を傾注してまいります。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少社会の進行に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響、町民意識や価値観の多様化など、様々な変化を続けております。

このような変化が生じている中においても持続可能な地域社会の実現を図るためには、今ある施策を見つめ直し、それを磨き上げるとともに、多様なつながりをつくりながら進化させていかなければなりません。

そのため、昨年、内閣府から地域再生計画の認定を受けスタートさせた「奈井江町版生涯活躍のまち（誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクト）」の着実な推進を図り、奈井江町が持っている地域の力、地域の魅力を十分に発揮できるよう、あらゆる世代の町民や事業者の皆様への参加と協力を頂きながら、奈井江らしい活力あるまちづくりを進めてまいります。

また、ふるさと奈井江の恵まれた自然環境を後世にしっかりと引き継ぎ、将来の世代

が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するとともに、地球温暖化の問題に地域レベルで貢献するゼロカーボンシティをここに宣言し、2050年CO₂、二酸化炭素の実質排出ゼロを目指して、町民の皆様、事業者の皆様のご協力を頂きながら、長期的な視点で取り組んでまいります。

令和5年度の町政執行に当たりましては、第6期まちづくり計画後期実施計画に基づく財政運営の中で、限られた財源でより高い効果が生み出せるよう、重点化や優先順位をつけながら各種施策に取り組むとともに、引き続きまちづくり自治基本条例に基づく住民自治、相互扶助、未来志向の3つの政治理念を基に、町民の皆様としっかりと向き合い、共に議論しながら町政執行に当たってまいりたいと考えております。

それでは、令和5年度の主な施策について申し上げます。

1つに、奈井江版生涯活躍のまちの推進。

第2期奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要戦略である奈井江版生涯活躍のまちについては、役場職員で構成するワーキンググループでの議論や、町民の皆様との意見交換によって、各プロジェクトの骨格を固めてまいりました。

事業開始から2年目を迎える本年度は、町民の皆様とともに、事業が前進する姿を実感できるよう、プロジェクトの目標や情報を共有しながら、次の3つの方向で事業を進めてまいります。

誰もが活躍できる就労の創出と定住促進。

子育て中の女性や高齢者の方など、それぞれが望む仕事を発掘し、事業者ニーズに応える「しごとコンビニ」の本格運用を開始し、仕事を通じた町民の生きがいがづくり、つながりづくりを進めてまいります。

空き家を活用した住宅供給システムを構築し、賃貸住宅を希望する若者や子育て世代等の移住者ニーズに応えるとともに、空き店舗を活用した企業サポート、特産品の開発支援など、新たな活躍・しごとが創出されるよう支援を行ってまいります。

誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの確立。

高齢化や担い手不足等による地域活動の停滞化や関心の低下に対応するため、地域住民による主体的で持続可能な地域コミュニティの在り方や、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な移動手段である多世代共生型地域公共交通の在り方について、町民の皆様の参加と協力を頂きながら、必要な調査・検討を進めてまいります。

体育館トレーニングルームや各公共施設において、民間事業者との連携により、体の調子を整えるコンディショニング講座を開催し、幼児から高齢者までの幅広い世代の健康づくりを進めるとともに、役場庁舎に移転を予定している保健センター運動指導訓練室のトレーニング機器更新を行ってまいります。

地域資源を活かしたまちづくり。

道内有数の産地として消費者から高い評価を得ているゆめぴりかや、全国屈指の音楽専用ホール「コンチェルトホール」など、本町固有の地域資源と強みを生かしながら、多様な人々との交流やつながりを広げるとともに、新たな町のキャッチフレーズ、ずどーんやホームページ、SNSなど、各種情報媒体による情報発信を強化し、行ってみ

たい、住んでみたいと実感できるまちづくりを進めてまいります。

2つ目、安全・安心に住み続けるために。

防災生活環境の整備の防災と交通安全対策。

全国で頻発する自然災害など、防災に対する備えと対策の充実が重要となっています。

本年度は、地区会館等を開催場所とする避難所開設・運営訓練等を実施し、町民の皆様と体験を通じながら防災意識を高めてまいります。

交通事故の撲滅に向けては、交通安全協会など関係団体との連携により、各種交通安全運動を展開するほか、引き続き高齢者の運転免許証自主返納の取組を進めてまいります。

公営住宅の管理。

公営住宅については、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退去時の補修等を行うとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づく用途廃止、空き家の効率的な維持管理を進めるため、入居者の住み換えに向けた取組を進めてまいります。

道路環境の維持。

長寿命化に向けた道路構造物の計画的な修繕を行うため、15号線アンダーパスの道路附属物擁壁点検委託業務を実施するなど、安全で円滑な道路交通を確保するため、状況に応じた維持補修を行うとともに、11号東線法面洗掘防止対策工事、西3線排水路改修工事を行い、災害の発生予防、拡大防止を図ってまいります。

また、老朽化した街路灯の灯具修繕やLED化の推進による省エネルギー化を引き続き進めてまいります。

公園の整備。

子どもたちの遊び場や町民の健康づくり、コミュニケーションの場など、公園の多面的な機能を維持するため、各公園の適切な維持管理を継続するとともに、昨年、老朽化により使用を中止していた奈井江川河川緑地の遊器具更新工事を実施してまいります。

環境衛生対策の充実。

本町のごみ排出量は、人口減少にもかかわらず微増の傾向が続いており、削減への取組を進める必要があります。

このため、広報誌等により、減量や再使用、再生といった3R、これの推進を呼びかけてまいります。

また、子どもたち自らの提案で始まった全町一斉クリーン作戦を引き続き実施するなど、町民の環境意識が向上するよう取組を進め、ごみのない美しい奈井江町を目指してまいります。

下水道事業については、新年度から地方公営企業法を適用し、財政状況と経営成績を明確にしなが、より適切な事業運営に努めてまいります。

3番目に、ともに支え合い健やかに暮らすために。

1、健康づくりの推進。

生活習慣病予防対策とがん検診の推進。

全ての町民が健康で生き生きと心豊かな生活を送るためには、全世代を通じた健康増

進や疾病予防対策など、健康寿命の延伸に向けた取組が重要です。

特に疾病の早期発見のため、特定健診をはじめとする各種健診の体制整備や個別受診勧奨をはがきの工夫と活用等、受診勧奨をさらに強化してまいります。

また、健診データ等に基づく具体的な栄養指導や運動指導、健康教室等を行い、町民一人一人の健康への関心を高め、健康増進、生活習慣改善につながるよう進めてまいります。

当町で死亡率が高い乳がん、大腸がんについては、特定検診とがん検診の同日実施や、乳がん検診等の医療クーポン券配布事業を継続するなど、がん検診の受診率の向上に努めてまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施。

高齢者ができるだけ長く自立した日常生活を送るためには、生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防や重症化予防、介護・フレイル予防など、早期からの取組が重要です。

このため、健全な食生活や運動等の普及啓発を目的とした健康運動フロア事業、ひまわりクラブのほかに、コンディショニングの視点を取り入れた新たな事業を実施し、認知症予防など各種介護予防対策を強化してまいります。

また、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保健事業、介護保険の地域支援事業を途切れることなく一体的に実施するため、健診や医療・介護のデータ分析に基づく効果的なサービス提供を行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

心の健康づくり対策。

心の健康問題が重要視される中、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、命を守るネットワークの推進計画、自殺対策計画であります。これに基づき心の健康づくりに向けた普及啓発などの取組を継続してまいります。

2つ目に、医療・介護・福祉の推進。

町立国保病院の安定した経営。

町立国保病院では、令和元年度から発生している財政健全化法に定める資金不足を解消するため、令和2年度に取り組んだ町立国保病院の在り方検討委員会の答申や国のガイドラインによる改革プランなどに基づき、様々な経営改善を進めてきましたが、人口減少や高齢化による外来患者数の減少が顕著に進んでいる状況にあります。

また、これらに加え、いまだに終息することのない新型コロナウイルス感染症の影響により、発熱外来には今なお患者が来院しているほか、院内クラスターも発生するなど、病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

医師をはじめとする医療従事者の安定確保については、関係機関にも理解と協力を得ながら進めているところですが、北海道内における医師の偏在は顕著であり、これまでのところ医師の確保には至っていない状況にあります。

このような中で、令和6年度には医師の働き方改革がスタートするなど、さらに厳しい状況となることも予想されることから、引き続き医師の採用に努めるとともに、医育大学や関係医療機関からの派遣継続のための環境づくりを進めてまいります。

町民や中空知二次医療圏など、地域で求められる町立国保病院の役割や機能を踏まえ、

将来にわたり安心して療養できる医療機能を維持することができるよう、中空知管内自治体病院などとのネットワークを生かしながら、引き続き安定した医療の提供と経営の改善に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムの推進。

高齢化が確実に進む中で、高齢者や家族の方々の介護に対する不安を軽減し、安心して生活できるよう、医療・介護・予防などのサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムのより一層の推進に取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や町民アンケート結果を基に、要介護状態になるリスクや地域の抱える課題を把握し、今後の介護予防事業などを推進する第9期奈井江町高齢者福祉計画「奈井江町地域包括ケア計画」を策定します。

全町的な支え合いネットワークの推進。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域住民が互いに協力し、支え合う地域共生社会を築いていくことが重要になっています。

現在、長引くコロナ禍においても、町民主体によるサロン活動が5か所で実施されていますが、各組織・団体等との連携を深めながら、多様なネットワークを構築し、地域の支え合い活動の取組を広げてまいります。

また、本年3月に策定した第1期奈井江町地域福祉計画「地域福祉実践計画」に基づき、今後も多様化、複雑化する生活課題に対し、行政、関係機関、地域住民が一体となって対応できる実践的かつ具体的な仕組みを構築するとともに、本町における福祉サービスや地域福祉活動など、社会福祉協議会との協働による取組を一層推進してまいります。

認知症支援。

高齢化の進行に伴い、今後さらに認知症高齢者等の増加が予測される中、認知症であっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策を推進する必要があります。

このため、認知症の方やその家族に対して、できる範囲で手助けする役割を持つ認知症サポーターの養成を継続するとともに、認知症に対する理解を深めるための普及啓発に努めるなど、地域支援体制の強化に取り組んでまいります。

また、砂川市立病院の精神科専門医のサポート体制の下、認知症初期集中支援チームと連携しながら、早期診断・早期対応に向けた支援を推進するとともに、認知症高齢者等が判断能力に応じて必要なサービスを受けながら安心して日常生活を過ごせるよう、介護保険サービスの利用援助や、成年後見制度の利用などの切れ目ない支援を行うなど、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を継続してまいります。

障害者支援。

おもいやりの障がい福祉条例の理念の下、障害に対する町民の理解や障害者との交流を深めるため、北翔大学との連携事業などを進めるとともに、第4期障がい者福祉計画に基づき、障害者の地域移行の推進や、雇用、就労の促進など、社会参加の支援、促進に努めてまいります。

3、子育て支援の充実。

妊娠・出産・子育て世帯への支援。

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・育児に関する身近で切れ目のない相談、支援を行うとともに、要支援児童、要保護児童等に対して適切な支援を行うため、関係機関との連携強化を図りながら、より効果的な子育て支援に取り組んでまいります。

さらに児童福祉と母子保健の機能を併せ持つこども家庭センターの令和6年度設置に向けた議論を進めてまいります。

誰もが安心して産み育てられる環境の充実のため、妊婦一般健康診査、超音波検査、産婦健診の費用助成を行うとともに、自己負担額が高額である特定不妊治療費の助成を引き続き実施してまいります。

また、新たに産後ケア事業の実施に向け、砂川市立病院と連携し、宿泊型・通型サービスの導入を行い、母子に対する心身のケアや育児サポートを行ってまいります。

乳幼児健診については、昨年度導入した3歳児健診の視覚検査にも使用する屈折検査機器を活用し、引き続き異常の早期発見・早期療育に努めてまいります。

子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができるよう、引き続き18歳、高校生までを対象とした子ども医療費無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

老朽化が進む北町児童館については、子どもの数の減少や子育てに関する社会環境の変化を踏まえ、子育て施策全般を見据えながら、今後の在り方について議論を重ねてまいります。

4、保育・教育環境の充実。

保育サービスの提供については、園児や保護者の気持ちに寄り添い、一人一人の個性を大切にしながら、基本的な生活習慣の定着を目指してまいります。

また、日本古来の行事や習慣など、日本の文化を伝えるとともに、英語教育や運動、食育のほか、特色ある教育・保育の充実、幼・小・中・高の連携による相互交流などを推進し、小学校以降の教育につなげてまいります。

昨年導入した保育業務支援システムを活用し、保護者への速やかな情報伝達、子どもの登降園管理、保育計画の策定等を行うなど、保育の質の向上や安全確保、保護者との連携強化に努めてまいります。

また、国における3歳児以降などの無償化に加え、町独自の2歳児までの保育料軽減措置などを継続するとともに、医療的なケアが必要な子どもの受入れなど、多様な保育ニーズに対応するための体制を確保してまいります。

4、学び続け人生を豊かにするために。

1、教育環境の充実。

子どもたちが自ら学ぶ芽を育てていくため、奈井江町教育ビジョンを実現するための教育環境の充実を図ってまいります。

また、多子世帯への経済的負担を軽減するため、学校給食費の第2子半額、第3子以降の全額助成を継続してまいります。

奈井江商業高校については、各種検定料助成のほか、岡山県立高梁城南高校との交流事業など、地域探求授業の支援を充実してまいります。

子どもたちとの協働のまちづくり。

町内3校で実施した町長と語る会では、子どもたちが奈井江町の魅力や課題などを学び、町が活性化するための具体的なアイデアを提言してくれました。

新年度においても、開催を継続し、次世代を担う子どもたちとともに、まちづくりについて、広く意見を交換を行ってまいります。

5番目、活力と魅力あふれる産業づくりのために。

1、農林業の振興。

農業の振興。

令和4年産の水稻を含む農作物は、春作業も円滑に進み、7月以降はおおむね天候にも恵まれ、順調な生育となりました。

特にゆめぴりかの生産においては、たんぱく含有率6.8%以下の割合が、平成29年産米を上回る過去最高の81.4%となり、農業者の皆様のたゆまぬ努力によって、ないえ産米のブランド力の高さを改めて証明する結果となりました。

引き続き、産地ブランド確立支援事業やスマート農業推進事業などの側面的支援を実施するとともに、JA新すながわと連携し、ないえ産米のブランド力の強化に努めてまいります。

ロシアのウクライナ侵攻や為替市場など、世界情勢の影響による肥料などの生産資材をはじめ、燃料費などのエネルギー価格の高騰が、農業経営に大きな影響を与えております。

このため、農業者が将来にわたり意欲を持って営農できる環境が整備されるよう、町村会等を通じて国に対する要請活動を行うほか、引き続き、関係機関、団体等と連携し、本町農業の持続的な発展に努めてまいります。

土地改良事業。

道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な集積化を推進するため、継続地域となる茶志内東1、東2地区及び高島東地区において区画整理事業等を実施してまいります。

また、圃場整備後の不陸解消のため、茶志内東2地区にレーザーレベラーを導入いたします。

高島排水機場の改修については、本年度、道営事業による調査設計に着手するなど、北海道と連携を図りながら計画的な事業推進に努めてまいります。

林業の振興。

林業については、森林が持つ生態系や水源涵養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう、町有林の計画的な造林事業を実施するほか、引き続き、林道の適切な維持管理に努めてまいります。

また、世代交代などによって整備が行き届かない森林所有者の意向に基づき、関係機関と連携を図りながら、計画的な造林事業などの推進に努めてまいります。

2、商工業・観光の振興。

商工業の振興。

中心市街地の活性化に向けて、にぎわいを生み出すイベント事業など、商工会や関係団体が連携して行う取組に対し、引き続き、商工業活性化推進交付金による支援を行ってまいります。

また、中小企業・小規模事業者の経営改善と事業者の育成を図るために、町の保証融資制度による利子補給等を実施するほか、町と商工会がそれぞれの責務や役割の下、相互に連携し、町内事業者との持続・発展に向けて取り組んでまいります。

観光の振興。

観光協会と商工会・農協・町との連携により開催される「ないえさくら祭り」は、町内外から多くの方が来場し、町のイメージアップや特産品のPRなど、地域活性化に寄与する町の主要な観光イベントであり、引き続き、地域資源を生かした観光振興の取組について支援を行ってまいります。

地域交流センターは、観光施設としての機能に加え、広域的な防災機能を担う道の駅として、引き続き、利用者への快適なサービス提供が行われるよう、指定管理者及び国の機関との連携をしながら適切な維持管理を行ってまいります。

企業との連携、支援の充実。

町内立地企業は、長引くコロナ禍や物価高騰などの影響によって、厳しい状況にある中、堅実な経営の下、地域経済を牽引していただいております。

また、昨年は町にとって16年ぶりとなる新規企業が空知団地に進出し、新たな産業と雇用の場が生まれ、将来に向けた町の振興発展につながるものと期待しているところであります。

引き続き、町内立地企業への支援や必要な情報交換を行うとともに、企業が持つ優れた技術力などの情報を町内外に向けて積極的に発信してまいります。

空知団地については、北海道や美唄市との連携を図りながら、引き続き、分譲に向けたPRや関係情報の収集などの誘致活動に努めてまいります。

6、みんなで創る、持続可能なまちづくりのために。

1、地方創生の取組。

移住・定住対策の推進。

これまで進めてきた移住・定住施策によって、子育て世帯の転入が進み、小学校の新入学児童生徒数が、出生者数を上回る効果が継続しております。

引き続き、新築住宅助成や中古住宅購入助成などの住宅施策と併せて、子育てや保健、教育など、一体的な移住・定住施策の推進を図り、新たな人の流れを創出してまいります。

地域外の人材活用や企業との連携の促進。

近年、都市住民の地方での生活や社会貢献活動のニーズが高まっていることから、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの外部人材派遣制度の積極的な活用を進めてまいります。

2、町民主体のまちづくりの推進。

町民との対話、協働によるまちづくりの推進。

町政は、まちづくりの主体である町民一人一人の参加により行うことが基本です。

引き続き、広報紙やLINE公式アカウントなどを活用した町政情報等の提供を促進するとともに、町民ニーズの把握や課題を共有するため、まちづくり懇談会やタウンミーティングを開催し、町民の皆様との対話を重ねてまいります。

まちづくりチャレンジ事業の継続。

令和2年度から開始したまちづくりチャレンジ事業では、コロナ禍の中にもかかわらず、3団体が、自らの創意工夫を凝らしたイベントを開催し、町に新たなにぎわいと活気が生まれました。

引き続き、町民主体のまちづくりを進めるとともに、団体の自主性を発揮した魅力あるイベントが開催されるよう、制度の見直しを行い、支援を継続してまいります。

3、公共施設の適正管理の推進。

役場庁舎の整備。

役場庁舎の整備については、町財政や経済動向等に注視しながら、昨年度着手した建設主体工事に加え、外構工事に着手し、年度完成を目指し進めるとともに、令和6年5月からの供用開始に向けた什器備品の整備等を進めてまいります。

公共施設の効率的な整備の推進。

公共施設については、文化ホールの空調設備更新工事、奈井江川河川緑地公園遊器具更新工事を実施するなど、公共施設の長寿命化、効率的な管理を進めるとともに、用途廃止済み施設の計画的な処分を進めるため、旧消防庁舎及び旧南町児童館の解体工事を実施してまいります。

また、旧ないえ温泉を含めた未利用公共施設、土地などの利活用を促進するため、引き続き、民間事業者の効果的な提案を町内外から広く募ってまいります。

4、地域間交流の推進。

ハウスヤルビ町との交流。

長年にわたり続けてきた、友好都市フィンランド国ハウスヤルビ町との相互派遣交流は、新型コロナウイルス感染症の影響により休止しておりましたが、新年度は、訪問団の来町を計画し、ハウスヤルビ町と友好を深めてまいります。

高梁市との交流。

友好都市岡山県高梁市との交流については、特産品のPRや両市町長の表敬訪問、災害復旧時の職員派遣等の交流を続けてまいりました。

引き続き、相互に情報交換を行うとともに、小中学生や高校生による交流事業を支援し、両市町の親交を深めてまいります。

7、新型コロナウイルス感染症対策。

WHOによるパンデミックの宣言から約3年、新型コロナウイルス感染症は、いまだに予断を許さない状況にあります。

国では、感染症法上の位置づけを、5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類

に移行することを決定しましたが、今後につきましても、感染予防対策、ワクチン接種について、国の動向を注視し、その方針に沿った迅速な情報提供と適切な対応を進めるとともに、兆しが見えつつあるポストコロナを見据えた行政運営に努めてまいります。
終わりに。

令和5年度の一般会計予算については、第6期まちづくり計画後期実施計画を基本に予算編成を行った結果、役場庁舎整備などにより、一般会計の予算総額は、前年度対比26.1%増の65億6,700万円、特別会計、企業会計を加えた全会計の予算総額を84億7,462万円としたところであります。

今、地方自治体は、激甚化し頻発する自然災害への備えや、人口減少、少子高齢化社会への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症や急激な物価上昇など、喫緊の課題を多く抱えています。

そのためには、今できる最善の努力を重ね、引き続き、安全・安心なまちづくりを進める施策や、ふるさと奈井江の未来につながる施策を着実に実行していかなければなりません。

新年度についても、町長就任時の初心を忘れず、町民の負託に応えることができるよう、精いっぱい取り組む覚悟であります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和5年度の町政執行に当たっての所信といたします。

(12時05分)

令和5年度教育行政執行方針（教育長）

(12時06分)

●議長

次に、教育長に令和5年度教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

●教育長

それでは、令和5年度の教育行政の執行方針について申し上げます。

初めに。

昨年度、多くの町民参画の下に策定をした教育ビジョンは、基本理念を「小さなまちから広がる未来」とし、「奈井江を識り、世界を識る」「他人を知り、違いを認め、切磋琢磨する」「得意なこと、好きなことを生涯続ける」の3つを重点目標に掲げました。

このビジョンの下、令和4年度、引き続き多くの町民にご参画を頂き、コミュニティ・スクール設置に向けた町民議論を進めてまいりました。

小中学校で、タブレット型のコンピューター端末の活用が浸透するとともに、しばらくの間、交流がなかった友好都市、高梁市やハウスヤルビ町の子どもたちとICTなどを使った交流が再開し、異文化に触れる機会を得ました。

奈井江小学校PTAや奈井江町PTA連合会、奈井江町教育推進協議会の皆さんが、

映画「みんなの学校」や「夢見る小学校」などの上映会を開催をし、今の奈井江にはない学びの形を見ることができました。

保護者や教職員たちにとって、我々教育委員にとって、わくわく感と変革への恐れ、2つが共存する上映会となりました。この映画のままの教育を行うことはまだハードルが高いように思いますが、教育ビジョンの実践に向けた血や肉にしていきたいと考えております。

生涯学習の面では、コロナ禍にあって、サークル活動の発表の場となる総合文化祭が展示と芸能、ともに開催できたことは、とても意義深かったと思っています。

それでは、今年1年、町民の皆さん、学校、そして教育委員の皆さんと共にこつこつと議論を積み重ねてきた令和5年度、新たに取り組む事業を中心に教育行政の執行方針を申し上げます。

1、未来を担う子どもの育成。

タブレットという道具を得て、授業のやり方や内容により変化が生じてきました。新年度は、これをさらに進め、子どもたちの主体性を育てていく授業を推進していきます。授業を参観すると一見、自習授業のように見受けられる場面が出てくることになり、宿題もクラス全員が同じものではなくなります。これを支えるのが、タブレットに導入するAI型の学習教材であります。文字どおり、一人一人の習熟度に合わせた最適な問題、時に学年を遡った出題がなされ、苦手科目の解消や得意科目の伸展を図っていきます。

公設塾ななかまでは、授業をしない自学自習の場として運営をしてきましたが、新年度は実験的に多くの子どもたちが苦手とする算数の文章問題のミニ授業を行っていきます。

また、特別授業でも二、三か月かけて設計図から作る巣箱づくりに取り組み、手や足を動かしながら体験的に算数を学ぶ取組を行っていきます。

また、新たに小中合同のコミュニティ・スクールを発足させます。CSの大きな役割は、地域と共にある学校づくりです。委員の皆さんは、毎年、学校長が作成をする学校運営の基本方針を承認するほか、組織内に部会を設け、田植えや稲刈り、企業訪問といった特別授業について、小中9年間を視野に入れた検討を行っていただく予定であります。

また、小中高の子どもたちで構成をする部会を設け、こんな特別授業を受けてみたいのほか、広くまちづくりについても議論をし実践をしていく活動を行ってみたいと考えております。

このほか、まちを知るための社会科副読本「ないえ」が、発行から12年経過しましたので、令和6年度の発行を目指して編集作業に着手をいたします。

2、生涯にわたる学びの推進。

長引くコロナ禍は、学校だけではなく生涯学習活動にも大きな影響を及ぼしました。長年にわたって活動してきた幾つかのサークルが、コロナ禍で集まれなくなったこと、会員の高齢化を理由に解散をしています。しかし一方で、新たな動きも芽生えてきております。個人やサークル、活動の大小にかかわらず、発表の場の創設などを通じて活動

を支援していきます。

また、町の読書人口や環境などの現状を捉え、より多くの町民に本に親しんでもらえるよう、中学校図書室の図書環境の改善とともに町の読書推進計画の策定に取り組みます。

文化ホールがオープンして30周年を迎えます。一般社団法人ないえ共奏ネットワークと協力をしながら、生涯活躍のまちの実現に向けた、まち中音楽活躍システム、多世代健康・安心・活躍フィールドなどの事業を協働します。とりわけ、コンチェルトホールは、30周年のメモリアルイヤーを迎えますので、様々なコンサート、イベントを実施していきます。

また、ホールの老朽化した冷暖房設備について、コンチェルトホールのみを一部休止をしながら改修工事を行っていきます。

終わりに。

以上が、令和5年度に取り組む主要な教育施策であります。

学校教育や生涯学習、ともに主体的な学習機会の創設と学び続ける環境の確保に努め、町民の皆さんとの対話を積み上げ、教育ビジョンの推進を図ってまいります。

議会の皆様、町民の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

(12時12分)

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

ここで、昼食のため、1時15分まで休憩といたします。

(休憩)

(12時13分)

再開

(13時14分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(10議案の大綱説明)

(13時14分)

●議長

先ほど提案されました一括議題の説明を求めます。

なお、要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

それでは、一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

初めに、議案第11号についてご説明いたします。

議案書ナンバー2、137ページをお開きください。

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」であります。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金の賦課限度額及び国保税軽減基準額の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案書138ページをお開きください。

議案第12号「奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

本案は、令和5年度に設置する学校運営協議会の委員に関し、非常勤の特別職として委員報酬を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書156ページをお開きください。

議案第21号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」。

本案は、計画で定める実施予定事業の追加、事業の進捗状況等による記載事項の修正を行うため、計画の一部を変更するものであります。

以上が、予算関連議案であります。

次に、別冊で配付をしている一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第6号「令和5年度奈井江町一般会計予算」の概要についてご説明いたします。

予算の総額については、前年度より13億6,000万円増の65億6,700万円となり、前年度比26.1%の増となったところであります。

次に、第1表歳入歳出予算の概要について、主な款の予算額について、8ページの事項別明細書により説明をいたします。

歳入1款町税では、前年度比3.0%増の6億8,727万7,000円、11款地方交付税では5.1%増の25億9,200万円、15款国庫支出金では18.5%減の2億9,777万3,000円、16款道支出金では2.6%増の3億2,814万3,000円、18款寄附金では39.6%減の7,250万円、19款繰入金では112.6%増の3億9,552万2,000円、22款町債では208.6%増の17億200万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

2款総務費では131%増の23億1,009万7,000円、3款民生費では0.9%増の8億1,871万7,000円、4款衛生費では1.9%増の5億9,416万3,000円、6款農林水産業費では3.8%増の2億5,378万2,000円、7款商工費では18.9%減の7,690万5,000円、8款土木費では

20.4%増の6億8,489万8,000円、10款教育費では20.1%減の2億8,194万9,000円であります。

次に7ページ、第2表の地方債についてご説明をいたします。

初めに一般会計、特別会計、企業会計全てに共通する起債の方法、利率、償還の方法について説明いたしますが、起債の方法は普通貸借、または証券発行、利率については4%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるものでもあります。

それでは、主な事業の限度額について説明いたします。

役場庁舎複合施設整備事業過疎債分であります5億370万円、コンチェルトホール空調設備設置工事5,260万円、過疎地域持続的発展特別事業8,000万円、役場庁舎整備事業、市町村役場機能緊急保全事業債分でありますけれども8億9,090万円、緊急自然災害防止対策事業債1億440万円、臨時財政対策債1,840万円など10事業の借入れを予定しております。

また、今ほど地方債でご説明した以外の事業では、奈井江版生涯活躍のまち事業、産後ケア事業、出産・子育て応援事業、小中合同のコミュニティ・スクールの設置、茶志内東2地区レーザーレベラーの導入、西1線道路法面補修工事、旧消防庁舎及び南町児童館解体工事などの新規施策を加えて予算編成をしたところであります。

令和5年度においても厳しい財政状況の中、また新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が懸念される中、引き続き、まちづくり計画の計画的かつ効率的な推進と課題解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案第7号から第8号の特別会計予算についてご説明いたします。

別冊で配付をしております特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和5年度の奈井江町国民健康保険事業会計予算は、前年度比1,030万円、5.7%増の1億9,130万円であります。

歳入歳出予算については、4ページの事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

歳入、1款国民健康保険税、前年比15.3%減の8,494万4,000円、4款繰入金、33.1%増の9,580万8,000円、6款諸収入21.1%増の1,047万円であります。

5ページの歳出では、1款総務費5.2%増の1億8,032万4,000円、4款諸支出金19.5%増の1,056万8,000円であります。

以上が、国民健康保険事業会計予算の概要であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の16ページをお開きください。

令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比20万円、0.2%減の1億860万円であります。

歳入歳出予算について、19ページの事項別明細書により主なものをご説明いたします。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料、前年度比1.1%減の7,189万8,000円、3款繰入金1.5%増の3,659万1,000円であります。

20ページの歳出では、1款総務費13.5%増の92万4,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金0.3%減の1億752万4,000円であります。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議案第9号の下水道事業会計予算についてご説明をいたします。

別冊で配付をしております予算書の1ページをお開きください。

令和5年度奈井江町下水道事業会計予算では、第2条において、下水道計画区域内水洗化人口4,593人、年間有収水量54万6,000立方メートル、1日平均有収水量1,482立方メートルとしております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款下水道事業収益で4億3,502万7,000円、支出、第1款下水道事業費用で3億7,882万9,000円であります。

第4条の資本的収入及び支出では、収入、第1款資本的収入で3,904万6,000円。

2ページをお開きください。

支出、第1款資本的支出で2億6,642万円あります。

以上における、単年度繰越実質収支はゼロ円を見込んでおります。

次に、議案第10号の病院事業会計予算について説明をいたします。

別冊でお配りしております予算書の1ページをお開きください。

令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算では、第2条第1項において、病床数を50床とし、患者数は入院1万6,470人、外来1万9,965人、指定居宅サービス436人としております。2項のサービスつき高齢者向け住宅では、居室数16、入居率を95%としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款の病院事業収益で8億1,167万円、支出、第1款病院事業費用で8億1,644万9,000円あります。

2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出では、収入、第1款の資本的収入で1億406万2,000円、支出、第1款資本的支出で1億4,602万4,000円あります。

以上における、単年度実質収支は2,131万1,000円の赤字、繰越実質収支では9,072万4,000円の赤字を見込んでおります。

以上、10議案について一括して説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

(13時27分)

●議長

説明が終わりましたので、一括議題に対する大綱質疑を行います。質疑ありませんか。
8番、大矢議員。

● 8番

8番。今ほど町長の2期目の初年度予算となる令和5年度予算が提案されました。一般会計では、役場庁舎建設費15億9,631万円、奈井江版生涯活躍のまちの委託料1億3,656万円などにより、前年比13億6,000万円増の65億6,700万円。特別会計、企業会計では、事業内容は昨年と大きく変わりませんが、下水道事業が企業会計に移行したことから、2億4,654万円増加しており、5会計全体では16億6,331万円増の84億7,462万円ということであります。

本町を取り巻く環境は、コロナウイルス感染症や物価高騰の影響も加わり、厳しいものでありますけれども、持続可能な地域社会の実現に向けた積極的な予算と受け止めています。今回の予算につきまして、大綱4点、町長に質問いたします。

1点目は、役場庁舎の建設についてであります。

令和5年本体工事の完了に向け進められていることは大変喜ばしいこととあります。しかし、昨年からの資材、燃料などあらゆるものが値上げされており、令和5年になっても収まる心配がありません。価格の安定はしばらく見込めない状況であります。価格高騰の対応、総事業費の見直しなどが必要になってくると思っておりますが、今後の対応について伺います。

2点目は、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊については、国の支援が大きく、地域の活性化も期待できることから、全国的に取組を強化している自治体が増えています。現在、奈井江町での人数と活動状況、新年度で募集を予定している人数と活動内容について伺います。

また、国は移住・定住してもらうことも目的としていますが、支援は3年であることから定着率が伸びないことが問題であるとしています。定住に向けての施策は取られているのか伺います。

3点目は、施設跡地の利用についてであります。

令和4年は旧消防庁舎車庫と公営住宅の解体を実施しました。令和5年度では旧消防庁舎と南町児童館の解体を計画しています。今後も老朽化などで利用を停止した施設については改定していくことだと思います。未利用地が増加していく中で、令和5年度の土地建物売払収入は、前年度より40万円減の80万円としています。跡地利用についての考えを伺います。

4点目は、下水道事業会計についてであります。

下水道事業会計が特別会計から企業会計に移行いたしました。企業会計に移行した目的と今後の下水道事業運営の考え方について伺います。

以上4点について、答弁を求めます。

● 議長

答弁を求めます。

●町長

大矢議員から4点にわたる大綱質問と受け止めさせていただきます。

まず、1点目の役場庁舎の建設についてですが、役場庁舎の建設につきましては、冬季の自主施工期間も終えて、また工事が再開いたしました。年内完成を予定している既に契約済みの主体工事、電気工事、機械工事に加えて、令和5年度は新規に外構工事のほか、令和6年5月からの新庁舎供用開始に向けた什器備品の整備を進めておりますけれども、議員ご指摘のとおり、資材、燃料などの価格高騰への対応を懸念しているところであります。

現契約について、請負代金の変更等の協議は現時点ではございませんが、引き続き、経済動向等に注視をして、今後予定の附属棟の建設や現庁舎の解体工事などについても、直近の道単価などの情報を基に必要な検討を行い、財源の確保も含めて、財政状況を十分に考慮しながら進めてまいりたいと考えております。ぜひご理解を頂きたいと思えます。

2点目の地域おこし協力隊についてですが、地域外の人材活用による地域力の維持・強化を図る有効な手段の一つということで、奈井江町においても平成28年度から制度の利用を開始して、令和4年度は公設学習塾、図書館業務、音楽イベントなどの業務を対象に今時点では5名の隊員が活動いただいております。

新年度については、音楽関係の2名、また奈井江版生涯活躍のまちの事業であります多世代型の健康づくりを進めるためのコンディショニングコーチ2名を加えた9名の隊員を配置してまいりたいと考えております。

また、任期終了後の定住について、現在の担当業務が町内での起業や就業につながりにくい内容であるというようなことから、定住ということにはなかなか難しい課題があるのかなと考えておりますが、3年間の短い期間であっても奈井江町に在住していただいて斬新な視点で活動を行っていただくことは、町民や地域にとってもよい刺激と効果を与えてくれるものと思っております。

また、隊員の定住については、業務内容や個々の意向に応じて、国が制度化している起業や事業承継、あるいは空き家改修への支援措置などを紹介するなど、引き続き必要な相談や支援を行ってまいりたいとは考えております。

3点目の施設跡地の利用についてであります。用途廃止済みの施設につきましては、令和4年度旧消防庁舎、車庫、公営住宅の南団地の解体を実施し、新年度は旧消防庁舎と南町の児童館の解体の実施を予定しております。

用途廃止済み施設につきましては、老朽化も進んでいることから、施設の維持管理コストの削減に重きを置いて、計画的な解体をこれからも進めていきたいということであります。

跡地利用につきましては、現時点では計画を立てられておりませんが、将来に向けて安心して奈井江町に住み続けていただけるよう、定住施策など、町全体の施策を見直し、また、今年度も実施しておりますが、公共施設等民間提案制度の活用なども含めた財政

状況も考慮して、そして時間をかけて検討していきたいというふうに考えております。

4点目の下水道事業会計についてであります。下水道事業の公営企業会計の適用については、民間企業と同様の仕組みを提供することによって、経営状況を的確に把握して、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などを図ることが大きな目的であって、全国の自治体で移行が進められております。町ではこれまでも計画的かつ効率的な事業の運営に努めるとともに、雨水処理に要する経費も含めて地方交付税等を財源に一般会計からの繰入れを行いながら収支の均衡を図ってきたというのが実態であります。今後も、人口減少等による料金収入の減少や施設設備の老朽化などに伴う更新など、経営環境を踏まえながら計画性を持った運営を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、大綱についての答弁とさせていただきます。

●議長

ほかに大綱質疑ございませんか。

(なし)

●議長

これで大綱質疑を終わります。

(13時37分)

予算審査特別委員会の設置について

●議長

お諮りします。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(13時37分)

(互選結果報告)

(13時41分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題につきましては、3月15日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

散会

●議長

お諮りします。3月4日から8日までの5日間は、議案調査のため、休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月4日から8日までの5日間は、休会と決定をいたしました。

以上で、本日予定をしました議事日程を全て終了いたしますので、本日はこれにて散会といたします。

なお、9日は午前10時より会議を再開いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時42分)

令和5年第1回奈井江町議会定例会

令和5年3月9日（木曜日）
午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 総括質問

○出席議員（8人）

2番	大 関 光 敏	3番	竹 森 毅
4番	遠 藤 共 子	5番	石 川 正 人
6番	笹 木 利津子	7番	森 山 務
8番	大 矢 雅 史	9番	森 岡 新 二

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
企 画 財 政 課 参 事	小 澤 克 則
総 務 課 長	辻 脇 泰 弘
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 誠
町 民 生 活 課 長	田 野 義 美
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
産 業 観 光 課 長	石 塚 俊 也
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
教 育 委 員 会 事 務 局 長	松 本 正 志
町 立 病 院 事 務 長	杉 野 和 博
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
企 画 財 政 課 課 長 補 佐	井 上 健 二
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員8名で、定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。
なお、新型コロナウイルス感染症の予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承お願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番大矢議員、2番大関議員を指名いたします。

日程第2 総括質問

●議長

日程第2、令和5年度町政執行方針並びに令和5年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。
なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 2番大関議員の質問・答弁)

(10時00分)

●議長

2番大関議員。

(2番 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。
私からは、総括質問といたしまして、大綱3点の質問をいたします。
まず、1点目は、多世代共生型地域公共交通について、町長に伺います。

多世代共生とは、人口減少していく中においても、全ての人が安心して暮らし続ける明るい地域社会、コミュニティをいかに形成していくかを模索するものであります。

地域公共交通とは、法律でもうたうとおり、人口減少やモータリゼーション等による長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれています。特に一部のローカル鉄道は、特性が発揮できない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、地域の関係者の連携・共同、イコール競争を通じ、利便性、持続可能性、生産性の高い地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」、再構築を進める必要があります。

当町においては、地域循環バスや乗り合いタクシーなどを取り組んできましたが、今後、生涯活躍のまちプロジェクトの中でも検討するとのことであります。

先日の常任委員会の中でもお聞きしましたが、令和4年10月から取組の検討を始めたということでありまして、時間をかけて検討するとも聞いております。

多世代共生型地域公共交通の検討のスケジュールを伺います。

また、現段階で方向性が見えていれば、伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

大関議員からの、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの中での、多世代共生型公共交通システムの今後のスケジュールということでありまして。

奈井江町では、現在、奈井江版生涯活躍のまち、「誰もが躍動し、寄り添う全世代共奏のまちづくりプロジェクト」を進めており、その事業の一環として、子どもから高齢者まで誰もが便利で使いやすい新たな仕組みを構築する多世代共生型交通システムの導入に向けた検討を行っております。

奈井江町における公共交通は、中央バス、JR函館本線があり、それらに接続する町内交通のフィーダー系統の路線と乗り合いタクシー、さらにはスクールバスなどを運行して、主に通学、通院などを中心とした生活交通として利用されているという状況であります。

このシステムの構築に当たって、交通の分野だけでなく、介護・医療、まちづくり、健康福祉・教育などの分野横断的な取組が重要となり、そのため高齢者の見守りや買物支援、子どもたちの習い事や通学手段といった視点も踏まえて、地域コミュニティの構築に資する取組が必要であることから、各課における課題と公共交通の持つ役割など

のヒアリングを踏まえて、庁内の各部署の職員で構成される庁内ワーキングチームを設置し、今年度、計3回の庁内ワーキングを実施しております。

町営バスについては、運行開始から10年以上が経過しており、この間、人口減少や高齢化が進行し、利用者は減少傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、交通事業者の運営状況も厳しさを増していることから、地域住民の生活を支え、持続可能な交通体系の確立が必要となっております。

多世代共生型交通システムは、当町に関係する交通事業者や町民の実態・現況などの地域特性や、自治体先進事例の動向などを踏まえ、新たな地域公共交通の在り方についてまとめるもので、奈井江版生涯活躍のまちを実現するための構想の一つであり、公共交通事業に精通した委託会社を公募型プロポーザル、企画提案を受けるという方式によって募り、一般社団法人北海道総合研究調査会、通称「HIT」と言われますが、この事業者に決定をし、令和4年10月から進めているところであります。

今年度においては、公共交通に関わりのある役場内各課における課題と、公共交通の持つ役割などのヒアリングを行い、その内容を踏まえ、先ほども申しあげましたけれども、庁内ワーキングを設置して議論を行っているところであります。

来年度以降のスケジュールとしては、高齢者の生活需要や通学需要の確保が求められることから、令和5年度は、属性別の移動実態や外出ニーズの調査・把握を目的として、町民移動実態調査の実施や、庁内ワーキングの内容を整理しつつ、交通関連事業者などの町外関係者とのヒアリングを行い、事業間連携や、奈井江町としての一体運用の可能性などを探るとともに、多様な交通資源をどのように位置づけていくか検討していく予定であります。また、併せて乗降調査や先進地事例調査も行っていく予定をしております。

令和6年度においては、令和5年度に引き続き現状把握の整理を行うとともに、事業の中で行ってきた既存情報の整理・評価、実態把握のためのアンケートやヒアリングなどで蓄積された情報と分析を基に、庁内ワーキングの場での方向性を確認し、交通だけに限らない分野横断的な基本構想を作成するとともに、実証実験を行いながら、令和7補助年度、これは国交省の補助年度の意味ですけれども、令和6年10月からが年度の区切りになりますけれども、令和7補助年度からの本格運行を目指していく予定をしております。

今後においても、町民の皆さんの参加と協力を頂きながら、必要な調査検討を進め、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい移動手段の提供を目指して進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

●議長

大関議員。

●2番

町長の答弁で理解するところでありますが、どこの自治体も公共交通についてはいろ

いろと検討されているようでありますが、国では2つの協議というか、若干ルールを緩くしているそうです。1つ目は、地域公共交通利便増進事業ということで、バス、タクシーなどの地域公共交通の再構築に関する仕組みを拡充。例えば電気で走るEVバスですとか、キャッシュレス決済ですとか、もう1点は、鉄道、タクシーにおける協議運賃制度の創設などを拡充しているそうであります。

個人的には、公営バスというのが地域公共交通の一つの手段だと思えますけれども、このことについてでも各地で問題が浮き上がってきております。

道内では、上士幌町で自動運転バスというのを、平成29年から公道で実証実験をして、その後、定期運行をしているようであります。令和3年12月には、冬期間の実証試験もしているようであります。

道内でありまして、雪が降るので、雪の降らないときは、多分自動運転バスで行けると思うんですけども、積雪の始まったときから、かなりちょっと難しいかなと個人的には思っています。雪が降って、道路に平らに積もるのであればいいですけども、雪山等が出ますので、自動運転はなかなか難しいかなと思っています。

今言われているのは、公共、自動運転バスでなくても、人員の確保というのもちょっと問題になっているようであります。

免許返納者の増加が最近すごく、平成23年では10万件を超えていますし、27年では27万件を超えている、高齢者の方が免許返納されているということで、この地域も公営バスの収支が悪化しているそうです。

この収支の悪化をもっと是正するには、利用者の利用料を上げるとか、そのぐらいしか検討する余地がないかと思えますけれども、個人的には、当町では、ぜひとも自動運転バスの運行をぜひ始めてほしいと思っていますけれども、国でいうところの小型シャトルバスとシステムを導入すると、最低でも5,000万かかると言われていますので、今後導入に向けてかなり議論していかないと難しいと思いますけれども、町長に再質問は、自動運転バスの可能性について、個人的な見解でいいので、その辺、可能というか、今後、当町として可能かどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

再質問にお答えをしますけれども、まず、地域公共交通の再構築ということは、今、議員ご指摘のとおり、奈井江町一人の問題ではなくて、全国的な課題でありまして、JRの廃止、廃線とかも含めて、人口減少に伴う収支の悪化ということもありますけれども、例えば、最近のニュース報道で、上士幌だとかの例もおっしゃいましたけれども、十勝バスで運転手がいなくて、管理職がドライバーの免許を取りながらというようなことも出ている。この近辺でも、タクシーの乗務員がいなくなって、時間を短くしたり、配車を制限したりというようなことが起きている。単に一つの仕組みを議論するだけで

は、解決しない課題がいっぱいある。ベースには、何よりも人口減少で、いろんな人、従業員、ほかの業種も含めて、そういうことが根っこにあるんだらうなと思っています。

ですから、一つ一つのことを、今、国も挙げて、地方も挙げてやってみて、何か見出せないかなという状況にあるのが現状かなと思っています。

自動運転の例も挙げていただきましたけれども、今、自動運転の冬期の実施を目指しています。たしか鷹栖でもやろうとしていると思いますけれども、十勝ですとか、鷹栖はちょっと雪のこともあります、やはり雪の少ないところだとかをベースにして始まっているはずですし、今、最低5,000万という話もありましたが、これは極めて限定的な路線を設定したとしても、最低限の仕組みの話ですから、例えば奈井江町役場から駅までということをやっても、それぐらい最低限の仕組みであるだらうし、何よりもそれを運営するだけの自治体としてのノウハウを当然持ち合わせているわけではありませんから、極めて難しいというふうに思っています。

ただ、ドローンでの物資の運送だとか、ドローン形式の交通タクシーみたいなことが今研究されているのと同じように、間違いなく近い将来、その方向に向かって汎用化されること、また汎用化していかなければならない現実があるということです。

分かりやすく言うと、電話が10年、20年の間にあっという間に、たった200グラム、300グラムの携帯になって、いろんな機能を持つと同じように、そういう意味での加速化というのが進んでいくわけですから、近い将来、人口減少を何らかの形で、そういう形で補うと、このことだけで世の中が丸く収まるわけではありませんけれども、そういう時代に向けた動きが、今まさにいろいろな形で始まっているというふうな認識をしております。

結論だけ申し上げますと、奈井江町での実証実験等については、極めて困難であると認識しております。

●議長

大関議員。

●2番

理解をいたしました。町長の言われるとおり、JRも奈井江駅は無人化になりましたし、タクシーの乗り手さんも、少し前は冬期間農家の方がたくさんアルバイトに行っていて、結構稼げたのですけれども、最近では農家からタクシーにアルバイトに行く人もいませんし、当町では、今タクシー2台しか常駐していないということで、少し前から見ると、多分環境もかなり変わって、これも今後加速していくかなというちょっと危惧をしております。

ですが、町長の言われたとおり、全体的にいろんなことを見回して対応していくということで、それは私も賛同いたしますので、ぜひとも今考えている多世代共生型地域公共交通の事業がうまく進むことを期待いたしまして、1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目につきましては、町内にある公園について伺います。

改めまして、公園とは、みんなのコミュニケーション、コミュニティの場であり、人々の心を和ます木や花などの自然を育てる場所でもあります。災害が起きた場合には、避難する場所にもなり、人々の生活の中でかけがえのない重要な施設とあります。

今後の公園の在り方は、公園施設等の更新や維持管理について、今後どのような公園施設が必要かなど、利用者の声を直接聞き取り、求められる公園像に基づき基本計画を取りまとめ、上位計画とも整合を図り方向性を定めるものです。

都市公園法制定当時には、児童公園には、滑り台、ブランコ、砂場を設置することが義務づけでしたが、現在においては、自治体による地域のための公園造りがスタンダードとなっております。

2017年には都市公園法が改正され、市民や民間企業の力を積極的に活用していこうという方針に変わりました。

当町でも、大小様々な公園がありますが、北町の白樺公園を中心に改修を進めている状況であります。

今回、奈井江川河川緑地の遊具更新工事を実施予定のようではありますが、子育て世帯の新築住宅があちこちに建築され、以前と環境が変化してきていると思いますが、今後の公園整備の考え方について伺います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

大関委員から、公園整備の考え方についてのご質問であります。

今ほど、議員からのお話もありましたとおり、公園は子どもたちの遊び場であり、子育て世帯を含む町民のコミュニティや地域活動の場としても活用されているとともに、緑によって町民の心を和ませる役割と、地域の景観形成にも役立っていると、いろんな形で意味を持っているものかなというふうに認識をしております。

これら公園施設の多くは、まだ奈井江町の人口が8,000人を超えていた昭和50年から60年代に整備をいたしました。その後、少子化の進行、人口減少に加えて、子どもたちの遊び方の多様化、これが大きくありますけれども、それぞれの公園の利用頻度に関りが生じてきている状況であります。

公園の維持管理の基本方針は、奈井江町公共施設等総合管理計画にある集約をして存続させるということであり、計画の策定時に、各地域の関係者との協議による課題整理の上で、本町地区では奈井江川河川緑地に、北町地区では白樺公園に、南町地区では茶志内公園に、そして、東町地区では東町5区の遊園地に、それぞれ遊具施設のある公園を集約することとなりました。

それを基本にして、令和3年度から4年度にかけて、北町地区の白樺公園において遊

具施設の更新を行い、令和5年度には、奈井江川河川緑地において遊具施設の更新、奈井江川河川緑地遊器具長寿命化工事という名前で予算をさせていただきますけれども、これを行う予定であります。

今後の工事の実施に当たっては、利用者のニーズを捉えた整備とするために、利用者の声を聞き取る機会を設けてまいりたいと考えております。

また、子育て世代の方々による住宅の新築が増えてきたことによる環境の変化への対応についてのご質問でもありますけれども、従来の公園の集約というこの基本線については維持をした上で、子育て世帯の方々や定住された方々などからのニーズの把握に努めながら、公園の利用実態や環境の変化を捉えた適切な整備が行われるよう、今後も計画に基づく整備を検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

●議長

大関議員。

●2番

理解をするところであります。

再質問を、町長の見解を伺いたいと思っておりますが、奈井江町では、全ての公園を自治体が管理をしている状況であります。今後について、その方向性について伺いたいと思っておりますが、今、答弁の中で、市街地区の4か所については、基本的な公園として維持管理をしていくということですが、それは私もいいと思っております。

そのほかの大小様々な公園がありますけれども、もう少し個人的には絞って、当町の場合だと雪が多く降りますので、遊具施設のない公園については、雪の一時堆積場所みたいな活用方法をされていますけれども、そういう公園についてはすっかり遊具とか撤去してもらって、人が座れるベンチなどを設置するだけにしてもらって、草刈りのしやすい状況にしていくべきかなと思っております。

ちょっと極端ですがけれども、個人的には、将来的に子育て世代の家を建てる箇所をある程度絞っていったほうが、なかなか難しいでしょうけれども、そういう方向のほうがコンパクトなまちづくりを進める上でも必要かなと思っております。

ちょっとずれますけれども、伊達市では、まちづくりの一環として、新築助成もあるのですが、その条件の中に、庭の中に柿の木を1本植えるというルールづくりをしているそうです。そんなことから、市民にもまちづくりに協力をしてもらおうという方向で、何か対策を打っているようですけれども、個人的にはもう少しめり張りの利いた対策を講じる必要があると思っております。

住民参加による清掃や花壇整備など、維持管理が行われてきましたが、高齢化の進行により、従来の住民参加型管理の継続が困難になりつつあるとも言われていますし、民間事業者やNPOが行政と地域住民の間に入り、住民参加型の活動を持続的なものとすることは非常に有効であるとも国のほうでは言われています。

今後検討する場において、生涯活躍のまちプロジェクトのどこかに入れて検討してはどうかとも思いますけれども、その辺について町長の見解を伺います。

●議長

町長。

●町長

これもなかなか難しい話ですけれども、まず、公園の管理については、先ほど申し上げたとおり重点公園を絞ってということですし、ご提言いただいたとおり、除排雪等の堆雪場か、雪を積むというような形で活用をさせていただいております。そして、併せて言うと、東町の住友公園でありますとか、一部で地域の人たちが、本当に協力的に草刈りだとかを応援してくれて、維持管理をしているというのもあります。

ただ、高齢化が進んで、そういう人たちがなかなかできなくなっている状況の中で鑑みて、NPOだとかいろんな事業体を活用してということも国としても考えているようですよということではありますが、私としては、これはあえて申し上げますけれども、国としていかにも無責任な話でありまして、NPOですとか、そういう建設事業体だとかということ自体が、本当に人の、人材の確保だとか、いろんな形で地方では難しい課題を抱えていることでもあります。

そしてもう一つは、これだけ人口がどんどん、先ほどの話と重複しますけれども、人口がどんどん減っていく中で、今まではそういう、新しい分野でのメンテナンスだとか、いろんな方法を考えていってもよかった時代なんですけど、これからは改めて、人口が減っていく、高齢化が進む中、そして担い手が少なくなる中で、どういう形でまちづくりをしようかということは今考え始めている時期だと思います。

それが、今回の国でもやっている、全世代型の社会保障の議論であったりすることにつながっていくわけですので、隣の町でやれるところは、それにこしたことはないのですけれども、恐らくそれをうまく活用できるというのは、限られたところじゃないのかなというのが実感であります。

そういう意味で、公園の管理だけじゃなくて、全てのことでございますけれども、まさに今議員からもご提言がありましたとおり、いろんなやり方が、やってみなければならぬことなのかなというふうに思っています、これも行政として、若者定住のまちとして、例えば造成をして売り出すことは可能かもしれませんが、ここに若者定住の優先地区でっていうので、そこに来た人たちに対しては、例えば定住の補助金をプラスアルファしますよとかっていう、そういう誘導政策ができるかもしれませんが、それも私の権利の私権ですけれども、そういうところだとか考えたときに、果たして法的に抵触することがないのかとか、いろんな議論をしっかりとしてみたい。何よりも、そういう議論を皆さんとともにして、まちづくりを進めていかなければならないなというふうに痛感をしているところであります。

明確な答弁ができなくて大変申し訳ありませんけれども、本当にそういう実態、一つ

一つ、奈井江町はということだけじゃなくて、東町の公園を守るとしたら、本町の公園を守るとしたら、それぞれの地区でどうやってやっていこうかね、最低限ここは行政でやらなきゃねという、そんな議論をこれからもできるような仕掛けといたしますか、働きかけを私としてはしてまいりたいというふうに考えております。

●議長

大関議員。

●2番

分かりました。町長の公約にあるとおり、いろんな場面で町民と議論を交わしながらまちづくりを進めていくということがありますので、公園の管理についても、今後いろんな場面で検討課題の一つとして検討していただきたいと思います。

例えばですけど、例えばというか、本当に老人会の方も減ってきて、本町の公園であったり、以前は管理してくれた公園が何か所かあったと思うんですけども、それも難しくなっているということでもありますし、担い手の方も、農業もそうですけれども、商工会もかなりメンバーが減ってきているということで、老人も減って、若者も減ってということでもありますので、人口減少していくとやっぱりいいことは一つもなく、問題が起きる方向にばかり行ってしまうので、そこでみんな、町民の皆さんと知恵を出し合いながら、今後のまちづくりをしていただきたいと思います。

すばらしい公園づくりが進むことを期待いたしまして、2つ目の質問を終わりたいと思います。

3点目は、読書推進計画の方向性について、教育長に伺いたいと思います。

読書については、読む機会の減少が以前から言われてきましたが、コロナ禍で読書人口や環境がさらに変化しています。近年では、スマートフォンという手軽な武器を手にしてから、私たちはますます飽きっぽく、注意散漫になり、集中力が続かなくなりました。だからといって、今更スマホを手放すことは不可能であります。

スマホの電子書籍の普及も、読書を減らす一因と言われていています。移動時間や短い時間を利用するスマホ読書、これには大量に保管できたり、文書保存したりするメリットがたくさんありますが、一方では、最近では、昭和大学医学部の研究で、電子書籍は読解力を低下させることが判明したとあります。原因は、脳の過活動とため息の減少が関係しているようであります。

当町においては、幼少期から本に親しむブックスタート事業を展開しているようですが、特に環境が変化したこの時代に、どのような方向性を持って読書推進計画を策定するのか、伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまです。

それでは、質問にお答えしたいと思いますが、先週、公立高校の入試が行われまして、私も翌日の新聞を利用して挑戦をしてみました。教科書に載っているような小説からの出題といった簡単な構成ではなくて、生徒たちの会話形式や哲学に関する論文だったり、古典、学生レポートなど、様々な形式での長文や中文の問題が出題され、回答を考えるのにとっても苦戦をしたところであります。

さて、まず初めに、情緒的なことをちょっと除いて答弁をしたいと思いますが、試験にパスするためには、高校生だったら、200ページほどある新書などを1週間くらいで読み切る力が欲しいと思いますし、中学生であれば、文庫本をすらすらと読み終える力が必要だと思っております。そして、何より幼少期の頃から本を読むことが楽しいと思えることが、重要な要素の一つであると思っております。

また、読み解く力は、書く力も同時に付けてくれますが、今やSNSでの短文コミュニケーションを主とする若者たちの間では、普段目の前にいる人との会話でも言葉足らずとなり、友人との行き違いが生じるといったこともあるようであります。

次に、これまで教育委員会が策定してきた子どもの読書推進活動計画事業について説明いたしますと、乳児と保護者に本をプレゼントしたり、読み聞かせを行うブック・スタートや、3歳児へのブック・セカンド、小学校入学前のブック・サード事業に加えて、小中学校の図書室の環境改善や、公設塾のななかま文庫の設置、朝活での「図書館に行こう授業」など、子どもたちがいつでも本を手にとれる環境整備に取り組んでおり、ななかま降塾の帰りに図書館に寄っていく子どもも増えてきております。

ここまで子どもについて述べてきましたが、教育ビジョンでは、全世代を対象に「本を読み、自分の中の世界を広げます」と位置づけをしております。

大人も含め、どうして本を読むことが重要かということは、自明の理だと思いますので、割愛をさせていただきますが、一つ、町の現状について説明をいたしますと、コロナ前の全人口に占める1人当たりの貸出冊数は、道内の平均的な数値でもあります年4冊であります。コロナ禍となり、巣ごもり需要が高まる中、図書館の本が例年以上に稼働すると思っはいましたが、実はそうならず、たった4冊のまま推移をし、とても残念な少ない数字と捉えております。

ここまで、町の現況について申し上げ、改めて新たに策定する読書推進計画の方向性について答弁いたしますが、計画の策定に当たっては、まず、今ほど申し上げました貸出冊数4は、どういった人たち、どういった本で構成されているのか、逆に図書館を利用していない人はどれだけいて、なぜなのか、こういったことを皮切りに、町民の読書に関する意識・動向について調査をし、どういうきっかけがあったら本を手にとってくれるのか、2冊目以降を手にとってくれるのかについて考えていきたいと考えております。

そして、その方法としては、回答率の低下の懸念もありますので、不特定多数や無作為抽出といった形ではなく、教育ビジョンやコミュニティスクールを策定したときと同

様、例えば、こども園や小中の保護者の方、文化連盟さんや読書サークルである奈井江読書会といった、町民の顔が見えるチャンネルを通じて、町の現況を捉えていきたいと考えております。

その上で、読書推進のためのターゲットを、保護者も含む幼児期や小中学生、大人になってから、高齢者になってからといった分類ごとのアプローチを考えるとともに、図書館に求められる役割を、話題の小説といった読み物のニーズに応えることを中心とするのか、知の集積としての役割、例えば郷土に関する資料性を重視していく図書館にするのかなどの蔵書バランス、また、紙なのか、電子書籍なのかなどもについても検討し、今までと同様、町民の声を聞き、社会教育委員会や教育委員会で議論を行い、実効性のあるものにしていきたいと考えております。

終わりになりますが、ある出版社の文庫の売上げは、今もって1位が夏目漱石の「こころ」で不動の1位だそうです。2位に太宰治の「人間失格」、3位にヘミングウェイの「老人と海」が続くそうですが、文学に描かれる人の心や人生の物語は、いつの時代にも色あせることがない、普遍の価値を持つとの証明であり、改めてこれらに触れない手はないと思っております。

友好都市のハウスヤルビ町では、夏、たくさんの本を抱えてサマーハウスにこもり、長期の夏休みを楽しむそうです。また、前町長のときであります、ハウスヤルビ町が図書館を新築した際には、町民待望の自慢の施設だからと、ぜひ見てほしいと案内をされたことがありました。また、高梁市にも、ツタヤやコーヒーショップと連携をし、多くの市民が利用するすばらしい図書館があります。

ぜひ、奈井江町においても本を読む人が増えるよう、読書を通じて心豊かな人生となることに寄与できるよう、計画づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●議長

大関議員。

●2番

大変よく分かりました。

再質問として、子どもの親世代への協力体制についてちょっとお伺いしたいと思えますけれども、答弁の中であったとおり、子どもたちだけではなくて、全世代を対象にした計画ということをお伺いしました。本を読むことだけではなくて、電子書籍も含めた中で、読んでいくことに対しての大切さを教えていくということで、それも理解するところであります。

読書のメリットとしては、漢字や文章に強くなるですとか、知識が増えるですとか、想像力が高まるですとか、様々なメリットがありますけれども、最近、読書が苦手な理由といたしまして、活字に対する苦手意識や、大量の活字を見ると嫌悪感や抵抗感を覚える、読めない漢字があって進まないですとか、集中力の分散、面倒くさいですとか様々

な理由がありますが、なぜ本を読まなくなったというアンケートでは、忙しくて読書の時間が取れない、読むのに時間がかかる、ほかの趣味に時間を使いたいから、時間の捻出が難しいということで、時間に関する理由があって読めないということが大半であると思います。

当町では、GIGAスクール構想によりまして、子どもたちには1人1台端末が与えられていますけれども、非常にいいことだと思うんですけど、うちの小3の孫の行動を見てみると、学校から帰ってきて、タブレットで何か検索をします。それが終わったらゲームをします。それが終わったらテレビを見ますということで、画面を見ている時間が本当に長いと感じるんですね。本当に、今、年長さんの孫もいますが、その子もタブレットを自由自在に使って見ますので、目が悪くなったりですとか、そういうところをちょっと懸念するんですけども、やっぱり子どもたちにとっては、画面というか、タブレットって非常にすばらしいツールだと思うので、取り組みやすいというか、触りやすいというのは分かるんですけども、その辺をちょっと親ごさんたちにも協力してもらわないと、ちょっと私、個人的には悪い方向に進むかなと思います。

今、30代、40代の親ごさんたちは、子どもが泣いていたらすぐスマホのユーチューブを見せたりして、泣きやませるとというのが主流だと思いますけれど、私はこの行動もちょっと問題があるかなって思っていますので、ちょっと限定しますけれども、親世代への読書に関する対応策をどのようにしていったらいいかということで、教育長の見解を聞きたいと思います。

●議長

教育長。

●教育長

正直に申し上げますと、例えば私も札幌なんかに出張するときに、今までであれば文庫本開けて、札幌までの何十分間か読書しておりましたが、ここ何年かは振り返ると、ついスマホのゲームをやって、気がついたら札幌に着いてしまうというようなことなので、（笑声）子どもたちの気持ちもよく分かる一面がありますけれども、先ほど答弁したとおり、スマホのゲームと、それから本を読むこと、どちらが価値があるかといえば、それはもう改めて言う必要は全くないわけでありまして。

それで、これから計画づくりをしていくので、いろんなことを町民から聞き取りをしながら、つくり上げていきたいと思っておりますから、確定的なことを今申し上げることはできないとは思っておりますが、やはり一番の難関は、子育て世代の方々にはいかに本がいいのかなということを理解してもらって、それで保育所に通わせているお父さん、お母さんは、何かかにか読み聞かせなどしていただいておりますが、これが、子どもたちが就学してくると、すっと離れていくような状況なんです。そこのところをもう少し継続していただいて、現役世代の方も、先ほど4冊と申し上げましたが、もうちょっと多くの数、本を手にとってもらうようなことを、ある意味そこが肝なのかな、次の計画

の肝なのかなというふうに思っておりますので、そのところをしっかりと議論して、何かかんたんに上げていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ応援していただきたいと思っております。

●議長

大関議員。

●2番

ありがとうございました。再々質問はありませんけれども、いろんな人が、ここ10年の世の中の変化は最も早いスピードで進んでいると言われていています。また、世界的に有名なスティーブ・ジョブズやビル・ゲイツなどは、デジタルツールが脳に有害な影響を与えることを認識しており、自分の子どもに対しては使用を制限したと言われております。

なので、本についても、デジタルツールも、どちらもメリット・デメリットがありますので、その辺はうまく利用しながら進めていただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたが、この計画をしている読書推進計画がうまく進むことを期待いたしまして、私からの質問を終わります。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

ここで、この時計で55分まで休憩といたします。

(休憩)

(10時44分)

(2. 5番石川議員の質問・答弁)

(10時54分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、総括質問を行います。

5番石川議員。石川議員。

(5番 登壇)

●5番

定例会の出席、お疲れさまです。私は、今回の総括質問で、奈井江版生涯活躍のまちの推進について、関連を含めまして、3点の質問をいたします。

国の地方創生推進交付金を得て行うこの事業は、事業期間、令和4年度から令和8年度までの5年間、予算総額5億8,913万円、うち奈井江町の負担が25%で、多岐

にわたる事業を展開していく。奈井江町の今後に大きな影響を与える重要な事業であると思います。

すいません、議長、マスクを外してもいいですか。呼吸がちょっと大変なので。マスクを外させてください。

町長は、令和5年度町政執行方針の中で、奈井江版生涯活躍のまちが前進する姿を実感できるよう進めていくとあります。

1つ目の質問は、誰もが活躍できる就労の創出と定住促進についてです。

この中に、しごとコンビニの本格運用を開始し、仕事を通じた町民の生きがいをづくり、つながりづくりを進める。

また、空き家を活用した住宅供給システムを構築し、賃貸住宅を希望する若者や子育て世代等の移住者ニーズに応える。空き店舗を活用した企業サポート、特産品の開発など、新たな活躍、仕事が創出されるような支援をしていくとあります。

2月7日に行われたまちづくり常任委員会の所管事務調査の説明では、それぞれしごとコンビニ事業の導入については、事業運営準備ということで、今後、町民ヒアリング、調査、人材採用の予定をして、試験運営等を進めていく。

しごとチャレンジプロジェクトについては、企業サポートシステムの企画、検討ということで、現在、役場内のワーキンググループでの検討を行っている。

住まいの幸せ循環システム構築については、町民を含めた検討委員会を設置して検討を進めるとの説明がありましたが、この3つの事業が、現在、計画当初、予定どおりに進んでいるのか。また、それぞれが令和5年度にどのように進めていくのかということをお願いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員から、生涯活躍のまち、誰もが活躍できる就労の創出と定住の促進ということで、しごとコンビニ、しごとチャレンジプロジェクト、住まいの幸せ循環システム構築、それぞれについての進捗状況のご確認という質問であります。

昨年、内閣府から地域再生計画の認定を受けた奈井江版生涯活躍のまちについては、各プロジェクトが目指す将来像を実現するため、町民の皆様をはじめ、職員とも時間をかけた議論を行い、令和5年度からの本格スタートに向けた骨格づくりを進めてまいりました。

執行方針を申し述べましたとおり、今議員からもご指摘がありましたとおり、4年間、それらのことを積み上げてきたものが、まだまだ議員各位も含めて、しっかりイメージ

できない状態なのかなというふうに思っています。それを少しずつ進めることで皆さんにしっかりと受け止めていただいて、そして、見える形で参加していただく、登録していただく、そんなことを目指して進めていきたいということを前提として申し上げたいと思います。

このうちの奈井江版生涯活躍のまちのシンボルともいえるしごとコンビニ事業につきましては、昨年6月から町内事業所25社、町民25名のヒアリング調査を実施するとともに、2月からは、町内事業者に仕事の橋渡しを行う営業担当職員を配置し、担当業務の内容、法令知識等の研修、試験運用の対象とする役場業務の調整、準備などを進めてまいりました。

現在は、ヒアリング調査にご協力を頂きました町民の方への面接、説明を行っており、準備が整い次第、試験運用を開始していきたいというふうに考えています。

4月からは営業担当に加えて、登録者と仕事をつなぐコーディネーターとして1名を配置し、試験運用を重ねるとともに、4月下旬には、町民、事業所への説明会などを開催して、早ければ5月中に役場2階のこれまで教育委員会の事務室として使っていた部屋を使って、本格運用を開始していきたいというふうに考えております。

次に、しごとチャレンジプロジェクトについてですけれども、町職員で構成するワーキンググループ会議を7回開催をして、空き店舗の活用に係る先進事例や活用方策、特産品の開発など、課題の解決策と事業の方向性などについて検討を進めてきております。

また、住まいの幸せ循環システムについては、ないえ共奏ネットワークに建築、不動産等の町内事業者、また、町民、町職員が参加する形での検討委員会を設置して、空き家の利活用に関する現状と課題、先進事例、新たな住宅システムの方向性等について、4回にわたって議論を行ってきたということでもあります。

この2つのプロジェクトの方向性については、今月中に一定の取りまとめを行う予定でありますけれども、参加者からは、空き店舗に対する危機感が非常に強く、早く取り組む必要があるという意見も頂いております。

空き家、空き店舗共に様々な課題とニーズに対応した幅広い視点での検討が必要ですが、事業を進めるためには、何回も申し上げておりますけれども、試行錯誤をしながら取り組んでいきたい。もう1つ、試行的、試験的なというか、モデルといいますか、そういう形での取組にならざるを得ないんですけれども、そんなことを一つ一つ有効な手段として進めていきたいなというふうに考えています。

引き続き、町民や町内事業者の皆さんとの議論を重ねながら、今ほど申し上げましたモデルプランをつくって、令和5年度中に1か所でも実施できるよう進めていきたいというふうに考えております。

また、新年度からは、しごとコンビニをはじめ、プロジェクトが様々に動き出します。冒頭申し上げましたとおり、町民の皆さんの目に触れて、体験する場面が増えることによって、事業が前進する姿、これを実感していただけるものと考えていますので、奈井江版生涯活躍のまちの取組について、町民の皆さんの理解と参加を広げるよう、広報誌をはじめ、まちづくり懇談会、各種会議等で説明を行うとともに、町外にも町の新たな

動きが伝わるよう、町や共奏ネットのホームページなどを通じて、積極的に発信していきたいというふうに考えています。ご理解とご協力を重ねてお願いをして、答弁に代えさせていただきます。

●議長

石川議員。

●5番

今のご答弁いただいて、5年度の進め方とか、まだ具体的にはならないとしても、先ほどの質問にも答弁でございましたように、この事業自体がやはりローリングを重ねていって、反省点を見出して動かなければならないということも理解しながら質問をさせていただきまして、納得いたしております。

この3つの事業は、私の議員テーマでもある、中心市街地の活性化に大きく関わっていると思っております。

また、所管事務調査での報告では、ハードルの高い事業であるとの報告もありましたし、KPI達成の意欲も感じられました。

私は、将来の奈井江の町に明るい光をもたらす事業であると思っております。町長はどのようにお考えですか。4年後の事業終了時の姿をどのように想像されていますか。

●議長

町長。

●町長

まず、今ほどの力強い激励の言葉だというふうに受け止めさせていただきますが、今の国の認定を受けて進めている5年間の事業、その最終年度には、完成型としてお示しできるということではなくて、この方向でみんなが進んでいいんだということが確認できた、そんな状況になってほしいなというふうに思っています。

先ほどの大関議員の答弁でも共通するんですけども、今、奈井江町がこれからどういう方向に向かって、奈井江町らしさを残していくのかということを試行錯誤していくためのツールとして、この事業を私は捉えておりますし、そのために、役場職員の中にチームを組んで検討させ、伴走型という、今、国でよくね、国会でも出てくる言葉になってしまいましたけれど、伴走型のコンサルを頂きながら、とにかく、奈井江らしさというのはどういうことかということを見つけ出すために伴走するわけです。モデルがあって、マニュアルがあって進むということではないということなので、そのためには、何よりも私の思いを町職員がしっかりと受け止めていただいて、そしてその思いを町民と共有して、奈井江町の未来を描きたいという、そんな思いで。そのツールがしごとコンビニであり、そのしごとコンビニから生まれる町民同士の絆だとか関係性だとか、それが過大に期待はしておりませんが、見守りだとかいろんな形につながって、で

できれば今、目の前でお年寄りの引きこもりだとか、そんな一つ一つの課題の解決につながればという形での思いを思っております。ですから、私が目指す完成形と町民の皆さん、職員が求めている完成形と違うかもしれません。でも、それぞれがこんな形になればいいと思って、その議論をしながら山の頂点、裾野が広いながらも山の頂点を目指すという、そんなまちづくりが私の理想でありますので、この残りの期間をそんな気持ちで取り進めさせていただくということをまさに表明させていただいて、ご理解とご協力を頂きたいと思っています。

●議長

石川議員。

●5番

事業全般に言えると思うんですけども、やはり過程が大切で、結果、5年後の結果、いや、4年後、4年後の結果には、この方向で行くよと。奈井江町は、この方向でいいんだというような雰囲気醸成されるというか、そういうことを目指されておると。それには、再質問になってしまう。それには、PDCAサイクルというのが、一番、功を奏する大切なことだと思うんですよ。

再質問の予定はなかったんですけど、そのローリングをかける、その結果、経過も町民には詳しく説明いただけるということでよろしいですね。

●議長

はい。それ再々質問でよろしいですか。

●5番

はい、いいです。

●議長

じゃあ、答弁を求めます。

町長。

●町長

まさしくご指摘のとおりで、そのプロセスを開示していくというよりも、まさに、開示というよりも一緒に考えていただくためには全部出していかなきゃいけない話なんで、共有をしていただいて、前に進んでいかなきゃいけない。そのための点検作業だとかということも、当然のことながら、点検したものをまた出して、一緒に考えていただくということの繰り返し。まさに、まちづくりと一緒に、一つ一つ点検しながらというふうに思っています。それは繰り返しになります。行政だけのことじゃなくて一緒に考えていただければ、これから小さな町は、ここに住むことに喜びとか生きがいを持って

住んでいくことにつながらないと私は思っています。

●議長

石川議員。

●5番

分かりました。2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、先ほど同僚議員からも同じような質問が出たと思うので、まず、多世代共生型交通システムのコーチングのため、ワーキンググループでの検討内容については、町長が必要だと思われる、私のこれからの質問で必要だと思われることがあれば、お答えいただきたいと思います。それ以外は、先ほどの議員の答弁で、大体、理解しておりますので。後半の部分ですけれど、地域、空知、中空知の地域の交通、それについての質問をしたいと思います。

地域では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地方自治体による計画作成の努力減化や、地域間感染などの運行費補助について、計画への位置づけを要件化されており、中空知地区では、奈井江町を含む9市町で令和4年度に作成中があります。数回の協議会が開催されていると聞いております。この多世代共生型地域公共交通の在り方の検討とは関連があるのかを伺います。

また、中空知地域公共交通計画に奈井江町はどのように関わっているのかを伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

必要がなければということですが、ちょっと整理する意味で改めて答弁させていただきますが、多世代共生型交通システムの構築ということで、大関議員との重複するところも含めてになります。

このシステムの構築に当たって、先ほど申し上げましたけれど、交通の分野だけでなく、介護とだとか、医療とだとか、まちづくり、健康福祉、教育などの分野や横断的な取組が重要というふうなことで、これから研究、検討を進めるということでもあります。

そして、高齢者の見守り、買い物支援、子どもたちの習い事、交通手段といった視点も含め、地域コミュニティの構築に資する取組という中での位置づけで公共交通を見直さなければならないのかなというふうに思ったところでもあります。

そして、3回、これまで検討をやっていますが、1回目は昨年12月に、奈井江町の交通に係る現状の共有ということでの庁内ヒアリング。2回目は2月に、地方の公共交通に詳しい大谷大学社会学部講師の野村先生という方をお招きして、地方部における移動手段の確保ということで講演を頂き、意見交換をさせていただきました。そして

3回目は、今月予定をしておりますけれども、町内施設、病院やスーパー、駅などの時間帯別の滞在者数などについて。そして、次年度の進め方について検討を行うということで報告を受けております。

地域間幹線系統補助金ということで今、国がいろんな形での何かやらなければ、これはもらえないのかということも含めての話になるかと思いますが、これについては、要件を満たすには、赤字の支線であることだとか、毎年自治体ごとに掲げられる補助金の上限額と補助対象経費の安いほうとかいろんな条件がありますけれども、これらについてはちょっと今、割愛をさせていただきます。

そして、中空知地域公共交通計画ですけれども、中空知において人口減少による利用者の減少や運転手不足などの影響によって、住民の足であります地域公共交通を維持することが容易でなくなってきたという。今のその状況の中で、地域公共交通は、観光、医療、福祉、教育などのまちづくりに大きな影響を与える必要不可欠なものであるということから、地方公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域における移動手段を確保するために、自治体が地域の輸送資源を活用した最適な交通体系の指針となる地域公共交通計画を策定することについて努力義務化されました。そして、そのこの地域計画と町の生活交通改善計画の策定が、先ほど申し上げた地域間幹線系統補助金の交付条件ということであります。

そして、このような状況を踏まえながら、中空知地域の住民ニーズを把握して、地域における持続可能な公共交通の維持に向けて、感染、公共交通や市、町、市町内交通について協議する場として、中空知地域公共交通活性化協議会が設置をされました。地域にとって望ましい、地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランであるこの中空知地域公共交通計画を、北海道が事務局として、今年度末まで、もう少ないんですけれども、策定するというこの予定になっています。

この計画につきましては、人口減少の本格化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持確保が厳しさを増す中で、通院、通学などの地域の暮らしを支える路線の維持、確保に向けて、それぞれの地域の交通機関や交通手段とスムーズに乗り継げる仕組みの構築が必要と考えております。

町の生活交通改善計画においても、中空知の交通計画と連動を図って作成するとともに、多世代共生型交通システムについても関係機関と連携を取りながら、整合を図っていきたいということなんですが、まさに、道が事務局になって、空知の振興局が事務局となって進めていますけれども、まさに広域的なもので、やはりJRだとか国道12号線沿線沿いの機関の公共交通をメインとしたことに当然なるわけですので、それをしっかりと見据えて、それに先ほど大関の質問に対しても答えさせていただいて、奈井江町の中でどういうふうな、それにつなげていくかということの議論が、実はこっちのほうが大切なんだろうなと思っています。しっかりと議論していきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

●議長

石川議員。

● 5 番

今それぞれ3つ、説明を頂きまして、その中で私もちょっと考え方がかみ合っていないかもしれないのですが、令和4年度中に作成される予定の中空知地域公共交通計画には、奈井江町の現時点での現状や意見が反映されているのかということがまず、私としても疑問なんです。もしも反映されていなければ、今後どのように。奈井江町がその計画を取り組んで、そして奈井江町のために活用できるのかということ、計画には反映されていく可能性があるのかということ。お願いします。

● 議長

町長。

● 町長

今のご質問にお答えしますが、今、今現在の奈井江町の町内循環バスだとか、それが、例えば、JRの時刻に合わせて回していますよとか、そういう具体的な現状はしっかりとお伝えをしてあります。その中で、それがどうつながるかという議論がされているというふうには認識されています。

ただし、最後に私が申し上げたとおり、それ自体がこれから変わっていかなくちゃいけないものだろうなというふうに思っているわけですし、今のままでは、利用、町内の利用だけじゃなくて、JRとかいろんな幹線のことなかなか見通しが立たないとしたら。ベースは、恐らく、幹線の維持をどう抱える。そのために逆に末端がどうなのかということに議論が。この先、国がどうしても、このことのために使う。もらわなければ困るというふうには認識をしています。

● 議長

石川議員。

● 5 番

分かりました。

これ中空知もほかの市町村とも関連、非常に大きく関連しながら、空知全体の広域化の交通網にも関連していく。奈井江町はそれを、それと連動しながら町民がどのように町民の利便性を高めていくのかということ、これからの課題の一つとして取り上げて、そして議論していかなければならないという思いであります。

3つ目の質問に移ります。

一般社団法人ないえ共奏ネットワークが行う事業と役場が直接行う事業とは、何がどのように違うのかということでもあります。

地域再生法に基づき、指定された一般社団法人である共奏ネットが、生涯活躍のまち

に関する地方創生事業の実施主体として、町だけでなく、町民や町内外の事業者と連携しながら、奈井江町のまちづくりを柔軟かつ迅速に行っていくという事は理解しますが、役場が、従来、行ってきた事業の振替や新規事業をなぜ、共奏ネットで行うのか。その違いは何なのか。町や町民や町内外の利用者のメリットは何なのかということ伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。よろしいですか。

町長。

●町長

ちょっと前さばきとして経過を申し上げますけれども、令和2年度からスタートいたしました第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは国の政略ですけれども、これにおいて、多様な民間主体を地域づくりのパートナーとして位置づけ、これらの連携、協働を図ることにより、民の力を生かした地方創生を強力に推進していくということがあります。

国のガイドラインにおいても、生涯活躍のまちの実現に向けて、交流、居場所、活躍、仕事、住まい、健康といった多岐にわたる取組が必要なことから、株式会社や社会福祉法人、大学、まちづくり会社など、多様な実施主体での取組が進むとともに、行政がまちづくり会社を設立し、人的支援や財政的支援などを行いながら、緊密な連携により事業を展開するということを推進していて、これが今、全国に広がっているということがあります。

そして、町としては、この国の地方創生推進交付金を活用した実効性のある事業展開を図るために、国が進めている地域再生推進法人制度を活用して、行政のみが実施主体となるのではなく、官民連携により進めることを地域再生計画に記載して承認を得た。これは、今ほど議員が整理していただいたとおりであります。

そして、この指定を奈井江町が地域再生推進法人として指定をした共奏ネットは、町を補完する立場で、事業の実施主体として事業推進の役割を担うものであり、持続的で安定的な運営体制が構築されるよう、地方創生推進交付金等を活用した財政的な支援、これは、先ほども大関議員のところでも出たと思いますが、全体の事業費の、トータルとしては4分の3が国費で賄われるということで、それを新しいまちづくりに生かしていくということもありますし、さらに民間的な手法で、今議員がご指摘のとおり、スムーズな事業展開ができるとか、いろんなメリットがあるのかなというふうに思っております。

そして、このようなことから、共奏ネットでは、町、町民をはじめとして、町内の企業、団体などと進める官民連携の受皿としての役割や、しごとコンビニ、空き家、空き店舗などの事業の実施を通して行政の考え方の枠を超えた民間の感覚、手法を取り入れながら事業展開する役割を担うということも期待されているところであります。

行政として、自治体としてできることの限界、法的な規制といいますか、枠を、民間である一般社団法人が展開することによって、ある意味、幅が広がるといいますか、そういうことが大きく期待されていて、それが、例えば、先ほどから申し上げている住宅の、空き住宅の活用だとか、そういうことが一番分かりやすいのかなというふうに思っています。

しごとコンビニ1つ取っても、中身によっては、事業のあっせん的なことが当然多くなるわけですから、それが自治体としてやる業務には、実は自治法上、きつとなっていないと認識しております。ですからこそ、でも、本来、それは、過去においては自治体の業務ではなかったのかもしれないけれども、先ほどから申し上げているこれからの時代は、自治体がそれに関わりながら、連携をしながらやっていかなければまちづくりが成り立たないということで、民間の手法も取り入れた行政展開をするために、自治体の輪からはみ出た部分をどう補完していくのか。そして一般の事業者でも、またこれも、採算性だとかいろんなことを考えたときにできない部分というのがあって、それを中間的につなぐものとして、一般社団法人というものを設立、各町で行われているまちづくり会社の設立というのがあるのかなというふうに思っています。これは、過去において、何々公社という形でやっていたものとまた法的根拠も一切違いますから、もっともっとウイングの広がったものであるというふうに私は認識をしております。

そういう意味で、町民をはじめとして、町内の企業、団体等と進める官民連携の受皿としての役割、しごとコンビニ、空き家、空き店舗の事業などの実施を通じて、行政の考え方の枠を変えた民間感覚や手法を取り入れながら事業展開する役割を担うことを期待しているところであります。

これらのことから、令和4年度の事業は、共奏ネットの運営体制に対する人的支援のために、町職員の兼職によりプロジェクトの計画づくりや事業の準備等を進めたことから、違いが分かりづらいというのが実感かと思いますが、今後、しごとコンビニ事業をはじめとするプロパー職員の配置や、地域活性化企業人制度による派遣社員を配置するなど、町職員の管理は徐々に少なくなるよう、そして必要な体制整備を行いながら、官民連携による事業の着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

石川議員。

●5番

ただいまのご答弁で、やはり行政としての限定的な役割の幅を広めるために民間的な手法を取り入れる、これも共奏ネットの大きな要因であるということは、理解させていただきました。

そこで、これあと4年間事業が継続します。4年では終わっていないというご答弁も先ほどは伺っております。その中では、当然、町長もご答弁にいろいろあったように多

くの課題があると思います。

その中でも私は、最大の課題は、当事者であり、主役である町民の参加を促すこと、これが最大の課題だと思っています。この事業に1人でも多くの町民が参加してもらい、より多くの町民の意見が反映されるべきだと思っています。

そのためには、今いろいろなご説明、それから資料にも、今までの資料にも説明にもいろいろなご説明があったんですけど、町長は、どのように考えられていますか。

●議長

町長。

●町長

ありがとうございます。まさに今までの、今までのというか、私が町長になるに当たって、町民との対話ということを何回も申し上げてきましたけれども、実際、例えば、しごとコンビニに関わることでとか、いろんなプロジェクト、仕事に対して、町民の皆さんが参加して検討するということが、まちづくりに対する大きな町民の関心とあります。意識を醸成することになると思っています。

過去に何回も申し上げていますが、例えば、しごとコンビニとかで隣近所とのつながりをつくりたいということ、副産物としてそれを期待していますよということも申し上げましたけれど、それと同じように、その中に関わることによってまちづくりに参加する意識が生まれてくるのかなと思っていますので、先ほど、1回1回点検をして進めななきゃいけないんじゃないのかということもありましたけれども、まさに、その点検のためにも皆さんが声を出していただくことが一番大切なことだなというふうに認識しています。

●議長

石川議員。

●5番

所管の説明にもあったんですけど、共奏ネットは、2月1日現在では、職員数が45名、そのうち町の兼務が42名、ほとんどが役場の職員が兼務でされているということでもあります。私は、この職員の、町職員も含めた45名、この職員の動きがこの事業の成功の鍵を握っていると思っていますよ。

従来の会議の仕方、それはそれを否定するものではありませんし、必要だと思っています。集まってもらって、そして会議を開く。それぞれの団体や地域の代表が来ていただいて、そこに意見を発言されて、それを町のほうで、再度、会議を開いて、きちっとした意見にしていくという方向性を持っていくということは大切なことだと思います。

ただ、1人でも多くの町民の参加を求めるには、この一般社団法人の社員、兼務されている社員、それから専従の社員45名が直接町に出て、直接、町民の意見を、肌の声

を聞いていくということが非常に重要であり、難しいことですが、非常に重要なことだと思います。これは、事業が成就するためには、私たちは必要不可欠だと考えております。その辺についてどうお考えですか。

●議長
町長。

●町長
全くそのとおりだと思っていますので。何よりもその意識を、職員も、兼職というさつき言葉を使いましたけれども、兼職することの意味がそこにあるということを、まず職員にも十分喚起していきたいと思ひますし、繰り返しになりますけれども、その中で、今度、兼職をしている職員から、町の人たちが社員として一般の行政職員じゃない人たちがそこに少しでも入れ替わって、そして担い手としてなつていただく。それが私としては、望むという状況であります。

●議長
再々質問は終わっていますけれども、意見、質問でないということいいですか。

●5番
これで終わります。

●議長
失礼しました。
以上で石川議員の総括質問を終わります。
ここで、演台、マイク、ちょっと若干、消毒させていただきたいと思ひますので、少々休憩します。

(休憩) (11時31分)

(3. 4番遠藤議員の質問・答弁) (11時35分)

●議長
では、会議を再開いたします。
引き続き、総括質問を行います。
4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

4番、遠藤です。私のほうからは町長に2点の質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、先ほど石川議員からのお話も、質問とかもありましたので、ちょっと重複している点もありますけれども、私なりの質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、誰もが活躍できる就労の創出と定住促進について伺います。

今、国では、地方への人の流れの創出を打ち出し、特に若者世代では、働き方改革や生き方に対する価値観が多様化してきております。

情報通信の技術の発達により、テレワークが可能になってきました。そうした時代の流れの中で空き家の活用が高まっており、本町においても、空き家の放置問題が深刻化しています。今後も、さらに増加の一途をたどると推計されています。特に特定空き家の指定を言い渡せると、所有者に大きな負担となります。

1つ目に、今、町では空き家を活用した住宅供給システムを構築し、若い人たちや子育て世代の移住者ニーズに応えるというものですが、考え方としては、中古住宅を購入してリフォームするよりは、借り手側にすると、そのまますぐ入居できる。しかし、地域のニーズを的確に把握していなければ、うまく収益に結びつかない。そんな可能性もあります。借り手を獲得するには、周辺の物件に負けない魅力が必要と思い、そこら辺の考え方を町長に伺いたいと思います。

また、2点目については、空き店舗を活用した企業サポート、特産品の開発など、新たな活躍、仕事が創出されるよう支援するとのこと。これまでのまちづくり常任委員会の中でも、米以外に新たな商品ができればとの声も上がってございましたので、商品開発をし、新たな雇用の促進と、最終的には、ふるさと納税返礼品で盛り上げていければ、言うことなしだと思います。

奈井江町においても、後継者問題や高齢化を理由に空き店舗が増え、非常に残念に思っています。

商品開発には、コーディネーターの採用、また、商品開発に関するセミナーの参加費用、また、専門的な知識の習得のための支援策が盛り込まれているのかをお伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

遠藤議員から今、誰もが活躍できる就労の創出と定住対策の中での空き家を利用した住宅供給システム、そして空き店舗の活用ということでの質問を頂きましたが、ちょっと具体的な答弁にならないかもしれませんが、私どもがこの仕組みを進めようとしている基本的な考え方として受け止めていただければというふうに思います。

そして、今ほどご質問の中で、特定空き家の指定を言い渡されると、所有者に大きな

負担となるというようなご指摘もございましたが、現実の話のようなことになるかもしれませんが、基本的には、所有者には特定空き家とならないよう管理をする責任がございます。私有財産の善良なる管理義務というのは、これは伴ってあるものでありますから、そういう中で、活用されていない優良な資源として、町の移住・定住、そして関係人口の創出など、町の活性化へのツールとして、この事業をどう生かしていくかという視点で取り組んでいるということを、まず前段申し述べておきたいというふうに思います。

町では、第6期まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略で定める重要施策の一つとして、中古税住宅購入助成を実施し、移住者の増加や空き家の発生防止などに一定の効果を上げたところではありますけれども、今後も見込まれる空き家の増加を抑制するため、売買や賃貸がされずに放置されている住宅に視点を当てて、所有者の代わりに、リフォームや移住希望者等に低廉な家賃で住宅を供給することが住まいの幸せ循環システムの構築の目的であります。

このため、ないえ共奏ネットワークが事業主体となり、商工会、町民、町職員などが参加する検討委員会を開催して、場内事業者と連携しながら、空き家所有者と賃貸希望者のニーズをつなぐ新たな仕組みを検討しているということでもあります。現在、参考としている事例には、所有者から固定資産相当額で空き家を借りて、リフォームをした後、移住者に賃貸する空き家一括借上げ事業。

そしてもう一つ、賃貸契約終了後に移住者に譲渡する譲渡型賃貸事業などがあります。それぞれの仕組みにメリット、デメリットがあること。また、所有者と入居希望者をどのように結びつけるかなどの難しい課題もあり、これは先進地の事例等をいろいろと勉強させていただきながら、検討委員会での議論が必要かなというふうに考えております。

2点目の空き店舗の活用ですけれども、町内で創業120年を超える老舗の店舗が、先月末をもって閉店、ちょっとまだやっているようですけれども、非常に残念であります。ここ数年、店主の高齢化による廃業などが続いて、町民の利便性や暮らしの満足度の低下など、その影響もあり、心配をしているところでもあります。

生涯活躍のまちで進めるしごとチャレンジプロジェクトは、町民のコミュニティの場としての機能としてきた商店街の活性化や、企業者の流入等による町のにぎわいづくりと、地域経済の活性化を図ることを目的としており、これまで役場職員によるワーキンググループ、共奏ネットに配置した町民参加の検討委員会で空き店舗対策についても議論を重ねてまいりました。どちらの会議でも、チャレンジショップや飲食店など空き店舗の活用と併せ、新たな商いの担い手や、それをサポートする人材の確保など、空き店舗対策に向けた意見は一致しており、そのために場所の確保に加えて、起業者のアイデアを生かせる仕組み、環境づくりが必要であるとの報告を受けているところであります。

生涯活躍のまち事業は、地方創生推進交付金を活用して進めますけれども、原則として、特定の個人や個別企業に金銭給付ができない仕組みとなっていることから、空き家対策と同様に、共奏ネットが空き店舗を借り上げ、事業者に賃貸するなどの仕組みが必要になっています。

商工会さんの長年の課題でもあります事業の承継をどうつなげていくか。これは、この場で商工会長の立場でもある石川議員からのご提案もありましたし、また別の立場で商工会長さんたちと、どうやってそれをやっていくのかということで議論をさせていただきました。

しかしながら、なかなかこれが非常に難しい課題であって、具体的な方策を生み出せない中で、このチャレンジ事業などを通じて、一つのきっかけになればいいなというようなことも私の中では感じているところであります。

いずれにいたしましても、引き続き当町の現状や課題、他の事例等についての検討を重ねていただいて、空き家、空き店舗の両事業ともに、令和5年度中に一つのモデルプランからでも事業をスタートさせて、町民の皆さんが、新たな人の動きやにぎわいを感じるができるよう取組を進めてまいりたいと考えておりますので、特段のご理解を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●議長

遠藤議員。

●4番

町長の答弁、よく理解をいたしますが、一つ空き家については、いろんな考え方があって、たまたまこの間、ちょっと食事の仕度しながらテレビをつけていたら、肝心要のそのある村の名前を忘れて、覚えていないんですけれども、家の空き家の持ち主が、それこそ先ほど言った譲渡型の住宅になるんですけれども、空き家をリフォームして、そして、若い人たちに家賃として10年間貸す。それ以降は、入居した人のものになる。そして、10年後になると子どもさんが大きくなって、結構、家庭の出費も多くなるので、それを配慮して、10年後には家賃要りませんという、そういった契約で若い人たちに、そういう家をまずは貸すという取組をやっていた村がありました。

そういうやり方で、村に若い人たちが物すごく増えてきた。それには、町の職員として、土地家屋調査士という資格を持つ、そういう人を職員に置いているそうです。その人たちが借り手、または買い手の人たちと地主とをつないで、コーディネートして、そして、空き家対策をやっている。

そんな事例を聞いたときに、そんな村にも、そんなに若い人たちが来るのであれば、奈井江の町にも、まだまだ何か可能性はあるんだよなという思いで聞いたんですけれども、奈井江のこの町も定住対策で打ち出してから、やがて10年近くたつと思います。その中には、子育て支援、また教育の充実、また子どもたちの医療費の充実をさせてきて、そして、定住対策をして、住宅にもそういった補助金制度とか設けてきて、かなりの年数がたちましたけれども、私の感覚としては、そういった事業によって、まだまだもう少し若い人たちが入ってくるのかなという、そういう期待しておりましたけれども、もう少し贅沢言えば、もう少し入ってきてほしいなというふうに感じているところです。

なぜこの奈井江に、若い人たちがもう少し、私は入ってきてほしいと思うんですけれ

ど、増えないのかなという町民との会話の中で、たまたま若い人たちには、奈井江の町は買物が不便だという、そういう声がよく聞かれるんですけれども、今の若い人たちは、結構、ご夫婦で働いていて、帰りの時間が遅い。そして、スーパーの閉まる時間とのその帰宅時間が合わないんじゃないかという、そういう声もあったり、それとか、お嫁さんをもろうときには、都会からの若い人が、若い、都会から来る人が多いので、やっぱり都会の生活に慣れているから、この奈井江の町には、ちょっとやっぱり物足りなさがあるのではないかといった、そういう声も聞かれました。

町が空き家を、これから手がけていくには、ちょっとした駆け引きみたいなのところもあって、空き家を整備したけれども借り手がなかなかつかないといった状態だと、先がちょっと心配になりますので、こうしたいろんな事例も、いろいろと研究しながら進めていただきたいなというふうに思います。

先ほど町長から、商店街のいろんな話とかもありましたけれども、私たちがちょうど小さいとき、小学校、中学校、高校の頃までは、物すごく商店街が繁栄していて、そして、歩道を歩くたびに人とすれ違いざまに、腕がちょっとこすれ合ったりとかして、結構、人出が多かった。

そんな時代のことを子どもたちに話すと、何か全然想像がつかないようで、それはうそだと言って信用してもらえないのですけれども、そういう時代もあったんだということを子どもたちに話したときの感じと、今の感じが余りにもギャップがあり過ぎて、子どもたちにはイメージがつかないような、状況もあったんですけれども、これからのやっぱり商店街の活性化、少しでもまたそういう特産品を扱いながら、またいろんなカフェだとか、民泊なんか、そんなようなところでも発展していけば、またちょっと違うのかなというふうにも思ったりいたします。

町内の事業所の中にも、町外からの雇用されている人とかもいっぱいいると思うので、小中企業者にも、この奈井江の定住対策のよさをPRしてもらおうというのか、きめ細かな営業活動も重要かなと思ったのですけれども、その辺のことをちょっと町長に1点伺いたいなと思います。

●議長

町長。

●町長

非常に多岐にわたるご質問ですので、具体的にご答弁できるかどうか分かりませんが、いずれにしても、前お二人の議員さんにも申し上げましたとおり、今、遠藤議員がおっしゃった、すれ違うときにぶつかるようなにぎわいが、昭和30年代から40年代にかけて人口増加に向けたまちづくりの時代から、人口減少にどう向かうかというまちづくりの時代に変わっているということでもあります。

結論は、そこでありまして、それをどうやって、それなりの町の個性を維持して、皆さんでここに住んでいて、それでも楽しいねという町をどうやってつくるかということ

を、遠藤議員の今のご意見を参考にさせていただきながら、みんなで考えていきたいというふうに考えております。

●議長

遠藤議員。

●4番

すみません、いろいろと飛び飛びになりましたけれども、この事業については、いろいろとこれまでの話を聞いていると困難が予想されるなというふうに思っております。将来的に向かって、奈井江の町が皆さんに住みよい町になってくれることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

次、公営住宅についてお伺いいたします。

町の将来の人口推計を見ると、予想より前倒しで人口が減少してきています。それによって、当然、一般住宅の空き家、また公営住宅の空き家も増加してきています。

東町、南町、北町、宮村団地と公営住宅は、昭和の45年から59年に建設されており、これまでの大部分が修繕だとか応急処置などで対応してきています。今後においては、突発的に増大な経費の発生が生じるということも起こり得るのではないかと危惧しています。

1つ目に、現在、南町5区の公住の老朽化も進んでおり、入居者の方に住み替えのための協力願の通知をしていると伺いました。何分、入居者の方たちも、とっさのことで、非常に困惑をしていると伺いました。人によっては、もう時期だからやむを得ないと理解している方もおります。

今さら引っ越しをしてどこへ行けばいいのか。また、これまで長きにわたって住み慣れた地域から離れるには不安がある。また、場合によっては、買物などが不便になるのではないかという声があります。

まず、そうした声に応えるために、役場内に土木課の何番にお越しく下さいと、いつでも気軽に相談を受け付けていますということ、常時、相談窓口があるということを伝えていただきたいと思います。万が一、来庁できない高齢の方には、自宅に出向いて相談をされることも必要かと思いました。

2つ目に、入退去時の修繕について。これはもちろんのことですが、それぞれの地域では少しでも空き家をなくして、心地よい環境で暮らしたいと願っていますが、大規模なものは長寿命計画に示されていますが、今ある住宅の寿命を少しでも延ばすために、日頃のメンテナンスに心がけていただきたいと思います。

みのり団地においては、お風呂やホームタンクなどの設置をし、住み替えを促すということとはできないのか。また今後、対策されますよう公共交通のバスも運行していますので、あわせて、そういったPRも重要ではないかなというふうに思いました。

時折、住宅の下見に来られる方がいるようでした。住宅の外回りの換気口が軒並みに劣化しているところ、また玄関フードの雨漏りなど、そういったところもあるようで、

特に、空き家の手入れが悪いと、奈井江の町の印象を悪く、こうした状況では誰もが住んでみたいと思わないと、地域の方からの厳しい声もありました。

公住の修繕費の予算が限られていると思いますが、委託されている側での人材不足なのか、また修繕に来るまでに、やがて数か月以上も要しているところもあるようで、迅速な修繕をお願いしたいなというふうに思いました。

3番目ですが、今後の公営住宅の考え方ですが、いまだお風呂のない住宅もあるようですが、お風呂やホームタンの設置は当たり前として考えていただけたらと思います。

また、今では地域でも持ちつ持たれつで、互いに助け合いながら暮らしてきていますが、今後、支えた側が高齢になった、あるいは体調不良によって困難な状態が出てきたというのも現実で、自分のことで精いっぱいになってきているといいます。

基本的には、住宅の管理は入居者の方が管理することになっていますが、さすがに今年のような雪の多い年には、高齢者の除雪や屋根の雪下ろしなどは無理があり、今後の検討課題だと思います。これらについて、町長の考え方をお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

公営住宅の管理についてのご質問であります。

一番最初のところで、町の将来の人口推計を予想より前倒しで減少しているというご指摘がございましたけれども、人口問題研究所は、これから消滅する町というようなこともあって出された後、国が示した数字、それを基に今いろんな仕込みをやって、定住対策だとかをやっております。

その数字から申し上げますと、当初出された数字よりは十分に上回っているというか、歯止めのかかっている状態になっているということについては、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

公営住宅の管理について、これについても議員から個別具体的なご質問を頂きましたけれども、私のほうからは、この管理についての基本的な考え方を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

1つ目の入居者の住み替えについての対応ということではありますが、住み替えの基本となる奈井江町公営住宅等長寿命化計画では、東町・東団地は用途廃止、そして、南町・南団地は建て替えによって存続させるという位置づけとなっており、この方針によって管理する中での1棟ごとに退去が終了したのから住宅事業を進めております。

これは、本当にもう長い間ずっとこういう姿勢で、入居者の方にもご説明を申し上げてきておりました。ただ、議員がご指摘のとおり、いろんな課題があって、どうしてもここにということで猶予をしてきていたのが現実でありますので、このことについてもお含みを頂きたいと思います。

今ほど申し上げましたとおり、この両団地に関しては過去においても、ほかの団地で新規の建設を実施した際など、住み替えに係るご説明をしてきた経過がありますけれども、その後さらに住宅の老朽化が進む中、また、冬季間の環境等を踏まえて、本年改めて空き家が多い棟を優先して住み替えの相談をしたいという内容で説明文を送付させていただいております。

入居者の皆さんにとっては、住み慣れた地域での生活、家賃の問題など、それぞれお考えがあることも理解をしており、住み替えを強制することはできないとは考えておりますが、計画的な維持管理を進める上で改めて、この住み替えの趣旨や転居先の状況、新たな家賃など、具体的にご説明を申し上げ、理解を深めていただきたいというふうに考えております。

2つ目の空き家の入退去時の補修についてですけれども、日常の空き家の管理を含めのご質問ですが、通常、新規の入居申請に当たっては、住生活に支障がないように、状況に応じて一定の修繕を行って、入居される方のご確認を頂いた上で入居を開始しています。

そのほか、空き家については、退去時の状態を確認し、最低限の管理にとどめているところではありますけれども、外部の衛生管理や除排雪に意を用いて対応しております。

今後においても、近隣の住居環境に配慮するほか、外部の破損など住居の老朽化に影響を与えるような状況があるときは、適切な対応に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと考えています。

また、今後も年数の経過とともに老朽化が進んでまいります。公営住宅長寿命化計画、全体の戸数管理の在り方、政策空き家の考え方など、課題の整理を行ってまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、この計画が公営住宅長寿命化計画というようなことで直っていることで、今お住まいのところを、さらに何とか長寿命できないかということですが、今までもう既に耐用年数終わっているところを、いろんなメンテナンスをしながら今に至っている。

非常に限界に近い状況でありますので、まだこれから長寿命化を図ることによって、居住可能な公営住宅にできるだけ移っていただけないか、そんな趣旨で今このことを進めているということについても、ぜひご理解を頂きたいというふうに思っています。

3つ目の、今のことも含めたことになりますが、今後の公営住宅の考え方についてですけれども、まずお風呂の関係であります。公営住宅の入居の仕組みとして、お風呂場については、町は浴室のスペースを確保する中で、浴槽、風呂釜は入居者が取付けを行うことで、現在入居されている方が皆同じ条件で入居を頂いておりますけれども、一昨年から、その対応を簡易にするため、みのり団地において、町内のガス供給事業者による風呂釜と浴槽の賃貸の仕組みを取り入れております。

当初は、町外からの転入者へのPRを主な目的としておりましたけれども、今後は住み替えの方にも活用していただくよう分かりやすく説明をしてまいりたいと考えております。

また、冬の雪の対応であります。今年の大雪で大変皆さんご苦労されたことと思いますが、この問題は公営住宅のみならず、高齢化が進む中、全町的な課題と考えております。

町では、町内業者により公住の空き家の除排雪を実施しておりますけれども、一方で、全町的な除排雪の対応そのものについても、将来的には業者の担い手不足などが懸念されている状況にあります。

あわせて、今ほど申し上げました空き家がまばらに歯抜けのような状況になっているからこそ、集合させていただくことによって効率的な除排雪、住環境、生活環境が改善するという思いの中で、皆さんにご協力をお願いしているということについてもお含みを頂きたいと思っています。

雪国の市町村の同じ課題であり、精神論でしか申し上げられない状態ですけれども、高齢者の生活の困り事を地域の助け合いなどからどうやって解決していくか、町民みんなで模索していかなければならない、そんなことを思っているところであります。

極めて抽象的な答弁になりますけれども、ぜひ方向性といいますか、この公営住宅の管理についての基本的な考えについては、ぜひご理解を頂きたいというふうに思います。答弁にかえさせていただきます。

●議長

遠藤議員。

●4番

町長の答弁は、よく理解できます。

私もこういう公営住宅に対して、理解せずに質問したわけではないのですが、そういった声が高まっているということで、今のこの時代にはどういう考え方があるのかなという思いで質問をさせてもらったんですが、長年この町で暮らしてきた人たちにとっては、最後まで奈井江の町での暮らしを希望している人が大勢いて、様々な声の中から、やはり高齢期に入ってから町の支えがとってもありがたいよと、そうやって言ってくれる声も多くあります。

しかし、公住に入居されている高齢者には、何より本当に何も要らないから、その除雪をどうにかしてほしいという、そういう声が物すごく今年ありました。隣近所で助けてもらいながらやってきましたけれども、やはりそこら辺も限界が出てくるのではないかと、そんな予想を私自身はしています。

今、町では、生涯活躍のまちの中での「しごとコンビニ」の部分があって、ここに、例えば冬の間、農業者でちょっと時間にゆとりのあるような人たちが、こういったところでちょっと除雪をしてもらうだとか、何かそういった団体みたいなのが立ち上がれば、もうちょっと何か変わってくるのではないかなというふうに思いました。

社協のほうにも仕事を頼んでも、やはり社協で働く人たちも高齢になっている。冬場は、どこの土建業の人たちも、もう自分たちの仕事で目いっぱい、そういったところ

にはなかなか来てもらえないという、そういった話もありますので、農業者の中で時間のちょっとある人たちの団体みたいなのが、何か除雪してくれる、そういったところが立ち上がれば、もう少し変わってくるのではないかなという、そんな思いもしておりました。

町民にとって、何より高齢期に入ったときこそ安心して暮らせるまちづくりの考え方が重要ではないかなというふうに思いました。

また、健康と福祉のまちにふさわしいまちづくりになるよう期待をして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

ここで昼食のため、1時15分まで休憩といたしたいと思います。

(休憩)

(12時06分)

(4. 6番笹木議員の質問・答弁)

(13時14分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、総括質問を行います。

6番笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番、笹木利津子です。通告に従いまして、町政執行方針から3点、町長に質問をさせていただきます。4人目の質問に立ちますので、内容も少し重なる部分もあろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

初めに、2、安全・安心に住み続けるためから、1、防災・生活環境の整備について伺いたいと思います。

私は、ここで特に防災訓練の強化、防災啓発について伺いたいと思います。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小限に抑えるためには、防災意識を高めることが必要だと考えます。

防災訓練では、マンネリ化して関心が薄れている、また同じストーリーで形式的に終わりイベント化している、協力が得られず参加者が限られる、必要性は理解しているが効果に疑問がある、失敗のない訓練を目指すなどが全国的な防災に関しての悩みであるようです。

そんな中で体験型の消火訓練では、消火器の操作の体験がありますが、標的を狙って

の放射や野外での実施など、消火器の操作は学べますが、火災などの火を消す緊張感はありません。

そこで、参加者に防災に対して関心を深めてもらえるように、より効果的にその場で体験ができないのか。火は小さいうちに消す、煙による視界の範囲を知る、危機回避の行動を体験するなど、体験による知識を身につける。また、命を守るための行動は、話は聞くだけでは得られませんし、災害の脅威を身近に感じることはできません。

そこで、これまでの訓練の悩みを解決できないかという観点で、AR（拡張現実）、VR（仮想現実）の取組ができないか伺います。

煙疑似体験では、命を守る体験ができますし、消火疑似体験では、消火に失敗すると煙や火が迫ってくるなど、体験してより臨場感があるようです。何より大がかりな機材が要らず、準備設定が簡単であること、また映像体験なので健康上安全であります。

年に数回の決まった内容の防災訓練から、小中学校の学年単位や地域やボランティア団体など、小単位でより多くの町民に防災に対して関心を持っていただけたらと思います。

機材導入には予算もかかりますが、ここでいいのはディザスタースコープを数台購入し、除菌してみんなで使用していけるところです。既に全国の自治体、地域、学校などでの活用も増えているようですが、AR、VRの取組について、町長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

笹木議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

各種防災訓練等にARやVRを導入してはということでございますが、まず防災訓練等につきましては、災害応急対策の円滑かつ迅速な実施、並びに防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的にして、防災セミナーや総合防災訓練、地域を対象とした防災訓練、学校における1日防災教室をそれぞれ実施しております。

令和4年度においても、各連合区を対象に、防災セミナー「避難所運営」を開催し、円滑な避難所運営や良好な生活環境を確保することを目的に行い、実際に、避難所運営ゲーム北海道版「D○はぐ」を体験していただき、真冬に直下型地震が発生し、ガスなどが使えないという想定に沿って、様々な課題をグループで話し合い解決していただくゲームを行っていただきました。

議員ご質問のARやVRは、例えば、実際に浸水したときの様子を、自身の見慣れた

風景の中で体験ができるAR（拡張現実）や、一般的な住宅での地震体験から、地震発生時の初期対応シミュレーションをしたり、地震の揺れを段階的に体験するなど、地震にまつわる知識を体感、体験しながら学ぶ、こんなことが可能なVR（仮想現実）と認識をしております。

幸いにして、当町においては、平成30年の胆振東部地震以降、災害は起きていない状況ですが、近年の気候変動により、北海道でも局地的に激しい雨が降る頻度や地震が起きる頻度も増えてきている状況の中で、災害をバーチャルリアリティーで体験し、実際の防災訓練では体験できない災害体験をAR、VRで体験するということは、経験が少ない当町においては、災害を知るという上で、とても有効な訓練だというふうには認識をしています。

近隣の自治体では、本格的な訓練での活用事例は見受けられませんが、イベントなどの体験コーナーなどでの活用があると聞いています。また、機器のレンタルもあるようですが、いずれにしても、取り入れることが可能かどうか、研究してまいりたいというふうに考えております。

現実の話を上申しますと、このAR、VRのレンタル費用が1台、まずは防災のARで2日間使って、これは1回に15人とか何人かしか限定しないようですが、22万円で、浸水のARであると、これも同じように22万円ですし、防災のVRですと、これも22万円というようなことで、それぞれに2日間で会場人員が限られてというようなことでありますし、またこれの運用に当たって、スタッフ1名が5万5,000円というようなことで、かなりコストがかかるということでもあります。

先ほど申し上げたとおり、非常に効果的であるということ自体、私も、私自身がやってみたいというような思いもありますし、過去に公民館での防災訓練で集中豪雨的なやつを体験させていただける車と申しますか、それを借りてきたと申しますか、やってくれたことがあります。

そういうような形で、道だとか、そういう団体の防災の活動と併せて、これを何とかこちらに時々でも来ていただいてやってもらうというようなことを考えられないか、勉強させていただきたいと思っておりますが、町単独でこれなかなかやるということについては、金銭的にかかなりかかるということもあって、検討させていただきたいという答弁にとどめさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長

笹木議員。

●6番

実は今回、この質問をするに当たって、私もレンタル費用22万というのは心得ていまして、高額だなという思いはしたのですが、今回の防災訓練、昨年末、私、ちょうど砂川で行われたARの新訓練の取組という実体験に参加をさせていただいた経緯があるんです。ちょうど10名ぐらいでした。

ディザスタースコープ、本当すごいです。あれをつけるだけで、本当に自分自身が火事に巻き込まれているという。煙は上から下に下りてくる。だから、出口に向かってはっていかなければ出口に出られない。消火器で消す。消し損じると、火が消し損じるともっと大きくなるのです、火がどンドンと。いやいや、これはすごいものだと思って、ぜひ、今ほど町長、おっしゃいましたけれど、この奈井江町って本当に災害が少ない、幸せな町です。

ですから、なおのこと、何か災害に対して危機感というか、そういうものもこういう訓練というか、体験の中で得られればなという思いもあって、予算のほうは知っていたのですけれども、今回質問させていただいたんです。

奈井江町の今職員さんの中でAR、VRを体験したことがある職員さんはいるのかということもお聞きしたいですし、ぜひ今ほど町長が前向きにと、前向きにじゃないか。検討するという、全然前向きじゃないですね。

ただ、今言ったように、何かイベントがあったら、そういう実体験、すごいんです。本当に私、目から目玉が飛び出るほどびっくりしたんですけれど、ぜひそういう啓発もどこかでやっているのであれば、町民に参加していただけるような啓発もしていただきたいと思います。

まずは職員でAR、VRの体験したことがあるかお聞きします。

●議長
町長。

●町長

今ほどの職員の中でということでありませけれども、訓練などで取り入れた実績は残念ながらございませんし、厳冬期の北海道防災総合訓練、中空知の定住自立圏構想推進会議主催の避難所設営合同訓練などにも職員が参加はしているのですけれども、残念ながら現在のところ、これを経験した職員はございません。

当然のことながら、そういう機会があれば、ぜひ参加をさせたいとは思っておりますが、AR、VR、防災だけじゃなくて、いろいろな障害を実体験するとか、いろんな形でそれぞれの運用がされているようでありますが、なかなか、申し上げたとおり、残念ながら費用対効果ということを考えると躊躇せざるを得ない状況にあります。

ただ今でになると一昨年になりますか、道の駅での防災訓練をやらせていただいたときに、救急ヘリだとか、そういうのも参加していただいたり、国交省なり自衛隊なり、それぞれのところが力を貸していただきました。ですから、そういうような機会にお持ちのこういうものをぜひ使わせていただくというようなことを、これからの中で考えていきたいというふうに思っています。

●議長
笹木議員。

● 6 番

本当にこの奈井江は災害が、今も話しましたけれど、極めて少ない、本当に幸せな町です。

ただ、これ毎年ですけれど、ちょうど秋から冬にかけて火災が一番発生しやすい時期で、このARも本当に火災というか、回避の訓練的なものだったので、今火災が起きたっていうニュースを見ると、ほとんどがそこで死亡事故になっているのです。そういう部分がニュースで特に流れていたんで、今回この質問というか、改めて命を守るという体験を、様々な、今町長おっしゃったように状況あるでしょうけれども、またいろんなチャンスを得て、その中で体験していただければいいなっていうような思いで質問させていただきました。

例えば自分が実体験しました。私自身が感じたのは、一緒に同居していない子どものことだとか、火はどうしているのだろうかとか、すごく広がるんです。確かに体験する人は少ないけれども、その周りに、例えば遠くに親がいる。子どもはもう都会に離れている。様々な知り合いがいる、お友達の中で話ができる。だから、一人ではないのです、体験すると。広がるんだと思うんです、意識は。そんな意味でお話をさせていただきましたので、ぜひいい方向に進んで、危機回避という部分で進んでいけばいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

医療・介護・福祉の推進から、全町的な支え合いネットワークの推進についてお伺いいたします。

高齢者人口は2025年には3,677万人に達し、その後も増加傾向は続き、2042年に3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族化により高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取組はますます重要になります。

そこで、高齢者をはじめ、自立が難しい人々が安全に安心して暮らせる支え合い・助け合う地域社会の構築について質問します。

日常の買物などへの支援の推進については、食品など日常の買物に困っている高齢者などを支援するため、食料品などを自宅に届ける宅配サービスや地域を巡回する移動販売カーの運行を進めるべきと考えますが、ご見解を伺います。

また、スーパーなどの商業施設への送迎用のデマンド交通の整備も有意義かと考えますが、ご見解を伺います。

さらに、自治体との介護施設とスーパーなどの商業施設が連携し、送迎に加え、店内での買物サポートにより、外出に困難を感じている高齢者が安全に安心して外出ができるようになり、健康増進につながると思いますが、ご見解を伺います。

次に、認知症の人も家族も安心な地域づくりでは、認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されています。認知症の対策は、医療、介護はじめまちづくり、教育、生活支援、権利擁護など総合的な施策が求められます。家族や友人、知人の認知症当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認

知症の人や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要です。

そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の現実に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の整備など、総合的な対策が必要と考えますが、ご見解を伺います。

次に、心のサポーター養成制度の充実では、ここ数年、社会問題としてメディアに多数取り上げられているのが8050問題です。80代の親が自宅に引き籠もる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうことも少なくありません。子どもが40歳以上の人は相談に乗ってもらえたとしても、就労を目的とした社会復帰のプログラムにつなげられたりと、当事者がますます追い詰められてしまう状況が懸念されます。

ひきこもりや鬱病などの精神疾患への正しい知識と理解を持って、PTSD、心的外傷後ストレス障害を抱えてしまっている人も含めて、メンタルヘルスの不調を抱える人を地域や職場で支える、仮称ですが、心のサポーターの養成について、講習会などを積極的に展開し、適切な支援が届けられる体制を整備すべきと考えますが、ご見解を伺います。

ヤングケアラー等への支援の推進では、社会の高齢化や核家族化の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しています。文部科学省と日本総研が小学6年生と大学3年生を対象に行った実態調査によると、小学6年生の15人に1人、大学3年生の16人に1人がケアを行っている家族がいると答えています。

ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけでなく、家族の介助や通院の付添い、薬や金銭の管理、兄弟姉妹の世話や見守りなど、生活のあらゆる場面にわたります。そのため、日常的に自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等にも支障を来すなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、誰もが介護者となり得る現状において、介護する人、ケアラーが孤立することなく、当たり前のように日常を送れるように、ヤングケアラーやダブルケアラーも含めて、介護者を支援するため、相談窓口や家事支援体制の整備が必要と考えますが、ご見解を伺います。

最後に、地域防災力の向上への取組強化について伺います。気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の命を守るための対策強化が必要です。近年、気象庁では、洪水情報をより正確に、より早い段階で予測する体制の強化も進めています。

そこで、気象庁の最先端の情報を活用して、災害時に高齢者や障害者の生命を守る個別避難計画や事前に防災行動を時系的にまとめたタイムライン（防災行動計画）の策定を進めることが重要と考えますが、ご見解を伺います。

以上、質問といたします。

●議長
町長。

●町長

医療・介護・福祉の推進に対するご質問であります。

全町的なネットワークの推進のためには、医療保険や介護保険サービスの充実はもちろん、公的なサービスだけではなく、地域社会全体の見守りをはじめとする支え合いや助け合い、インフォーマルなサービスの充実が大変重要なことと思っております。

現在、地域包括支援センターや社会福祉協議会において、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの充実を図りつつ、支え合い・助け合う地域社会づくりを目指して取組を進めています。

1点目の高齢者への日常の買物支援といたしましては、介護保険制度の利用ではヘルパー支援を受ける方法のほかに、各店舗において実施している配達サービス、コープさっぽろの巡回移動販売車の利用が主なサービスであると認識をしております。

現在、生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会において日常のちょっとしたお手伝いを担うちょこっとボランティア事業を実施しておりますが、支援内容に買物支援は入っておりません。金銭管理が伴うボランティア活動に一定の課題があると伺っております。

しかしながら、地域の支え合い活動を推進するための地域支え合い推進会議において、医療・介護・福祉などの関係者や住民が意見交換を行い、買物の同行支援や宅配サービスなど、高齢者の生活ニーズや課題、解決方法について、様々な議論を重ねており、また、奈井江版生涯活躍のまちにおいて、多世代共生型地域公共交通の在り方として、高齢者の移動手段も含め、今後さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

2点目の認知症の人も家族も安心な地域づくりについては、認知症総合支援事業として、平成29年より近隣1市4町で構成する初期集中支援チームを立ち上げ、砂川市立病院の精神科医師を認知症サポート医として、様々な助言を受けつつ、毎月会議を行い、ケース検討やケース支援を実施しております。

また、住民が中心となって運営している家族介護を語ろう会では、毎月定例会を実施し、認知症に関する様々な情報・意見交換を積極的に行っており、地域包括支援センターにおいて後方支援を実施しております。

認知症に関する理解促進のための認知症サポーターは、奈井江町では現在432名おりますが、養成講座は新型コロナの影響もあり、ここ3年間は実施をできない状態ですが、令和5年度から積極的に再開に向けた活動を行う予定であります。

また、認知症ケアパスの有効活用、本人、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備していけるよう、認知症対策を総合的に進めてまいりたいと考えております。

3点目の心のサポーター養成制度の充実については、8050問題やメンタルヘルスの問題は、コロナ禍も相まって非常に複雑な課題であると認識しております。

当町では、平成30年にいのちを守るネットワーク推進計画（自殺対策計画）を策定し、様々な角度からメンタルヘルスの支援体制を検討し、実施してまいりました。

毎年9月の健康増進普及月間や3月の自殺対策強化月間には、心の健康に関する普及

啓発や相談窓口のPRを行い、メンタルヘルス対策を実施しており、講習会等において、まず、一人一人の気づき、声かけ、話を聞く、つなぐことの大切さを強調しております。

今後も、この基本を徹底しながらメンタルヘルス対策を進めてまいりたいと考えております。

心のサポーターにつきましては、メンタルヘルスに関する正しい知識を広め、地域住民に対する初期対応を広く普及するために養成されており、現在モデル事業として全国8自治体で実施されております。

今後、養成カリキュラムや指導者などの養成方法に基づき、奈井江町での心のサポーター養成を検討していきたいと考えております。

4点目のヤングケアラーやダブルケアラー等の支援の推進については、介護者を支援する体制ということでは、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において介護相談を実施しており、要介護者ご本人及び介護者の状況に合わせて、レスパイトの支援を組み合わせた、必要なマネジメントの下、対象世帯に合った支援に当たっております。

しかしながら、介護保険サービスで補いきれない家事支援サービスもあるため、先ほど申し上げた地域支え合い推進会議等で地域のニーズを把握しながら議論を継続してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の地域防災力の向上への取組強化ですが、個別避難計画については、令和元年の台風19号など近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされることから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

奈井江町においては、個別避難計画につきましては未策定の状況でありますけれども、現在、避難行動要支援者数として379名の名簿を整理しております。この中には、入院や施設入所されている方、あるいは比較的介護度が低く、自分で避難ができる方もいらっしゃると思います。

個別避難計画は、避難行動要支援者が災害時にどのような避難行動を取ればよいかについて、事前に一人一人の生活状況に合わせて作成する計画であり、要支援者名簿に登録された要介護度の高い順に、順次作成していくこととなっております。

個別に一件一件、状態に応じて作成していかなければならないため時間は要しますが、当町においても重要な計画と認識しておりますので、関係各課と連携を図りながら、計画の作成に努めてまいります。

また、タイムラインについては、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ予想した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画であります。令和4年6月に国が定める防災基本計画の中に、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする示されたところであります。

当町においても、災害が発生し、その場の対応に迫られ、余裕を持って行動が可能な

くなるのは避けなければならない、タイムラインがあれば、どのような対応を行うべきかなど時系列で把握できるため、重要な計画と認識しておりますが、近隣ではご承知のとおり、滝川市、そのほか都市部の一部で、国・道などの関係機関と連携して策定されておりますが、当町の自治体規模として、体制を整えるには課題も非常に多いというふうに思っています。今後、国や道などとの情報を集めて、調査研究を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

笹木議員。

●6番

私は今、町長に答弁をいただきまして、この質問、何点か上げさせていただいたのですけれども、一番質問の中でここはと思うのは、今ほど町長が、最後の私の質問になりました、個別避難計画です。それが言わば、きちんとした形で進められているということで、大変うれしく思っております。

一番弱いところですから、そこを守ってあげるっていうのはすごいことだなと思っておりますし、ただ認知症サポーターも432人、私もその中に入っているのですが、432人の役割は何なのかなっていつも思っているんです。オレンジのリングをもらいました。人数も増えて、サポーターの講習に出ると見守りって言われるんです。少なくとも見守っている中では、サポーターの人たちが何かしら手助けをして、何かをしてあげることはないのだということなんです。

ここで伺いたいのですけれども、サポーターと名前がついている人から、どこどこのあの方、こういうふうにしてあげたらいいよとか、困っているように見えるんだけどもってというような、人を介しての、サポーターを介してのそういうような相談窓口なりに、そういう事例が何件かあるのか。それを伺いたいのと、あと家事支援体制になったら本当に大変なことです。ぜひともケアラーの部分も、今ほど町長から答弁をいただきましたけれども、町に合った状況の中で進めていただければなと思っております。

今回のこの質問の中では、とにかくいろんなことを決めているんです、町としても。それが助けてほしいというか、手助けしてほしい、知りたい、聞きたいという人のところまでしっかり届いているのかなってというのが、本当にいつも思う部分なんです。決めて、決まりました、団体ができました、集まって役員会もしました。こういうことをしていきましょう、ああいうことをしていきましょうって、でも現実、町の中に手を差し伸べている人に手が届くのかなって言う。そういうものを痛し痒しじゃないですけど、いつもそんなことを感じております。

何か変な再質問になるんですけれども、町長、きっとまとめてくれると思うのでお願いします。

●議長
町長。

●町長

答弁、順不同になるかもしれませんが、最後におっしゃられた認知症サポーター432人、私もこれが、私が町長になる前に受けさせていただいたし、その後のもう一つの事後研修みたいなのも受けさせていただいたので、きっとこの中に私も入っていると思っていますが、今笹木議員がおっしゃられたとおり、そのこともあって、その人たちがどういう役割を果たしているのか。ネットワークがどう活用されているのか。これはまさに議員ご指摘のとおり、認知症サポーターに限ったことだけではなくて、いろんなことに共通しているところであります。

繰り返しになりますが、いろんな社会のひずみだとか課題が出てきたときに、まずはそのことを知ってもらうというところからスタートして、物事を行政として進めているのが現実かなと思っていて、恐らく担当者、私が責任者でありますけれども、担当者としても、まずは認知症ってどういうことなのかっていうことを知っていただくことから始まらなければということで、サポーター講習が取り組まれている。

その人たちがそのことを理解して、そうだね、実は現実的に私もっていう、いろんな課題を抱えているというところから、家族介護を語ろう会のような、任意団体ではありませんけれども、組織がつくられて、そしてそこから初めて、私たちに何ができるんだろうということに進んでいっているのが現実なのかもしれない。

ところが、そうは言いながら、現実にはできていることっていうのはあまりなくて、その人たち自身が知識を深めながら、できるだけそういうことを伝えたいという思いで活動していただく。これは大変ありがたいことだと思っていますけれど、そういう状況なのかなというふうに思っています。

そして、ごちゃ混ぜになりますけれども、先般、土日になりましたでしょうか。南海トラフに関するNHKでの特集ドラマがスペシャルでありました。その中でまさに個別避難計画に基づいたドラマだろうなと思いましたけれども、何回も何回もやっているけれども、せめて玄関まで出てきてくださいということを、見た方もいらっしゃるかも、何回か出てきます。

そして、玄関まで出てきてくれたら、あとは俺たちが何とかするからというのがドラマの仕掛けです。何とかする、俺たちは、実はサポーターさんであったり、地域コミュニティの中で生まれたものでなければならぬのだろうし、残念ながら我が町では、まだそこまで行ってない。

南海トラフのような、本当に身近に危機が確実にあるというところで、初めてそれが動き出しているのかなと思って、興味深く見させていただきましたが、課題として、そういうことだろうなと思っています。

ご指摘のとおり、それをどうやってつなげていくのか。本当にいつも同じ答弁をして、逃げの答弁のように聞こえるかもしれませんが、だからこそ隣近所のつながりが大切だ

し、そしてもう一つは、隣近所つながりが解決するんじゃないで、実はできることとできないことがあって、私は隣のおばあちゃんの愚痴しか聞けないかもしれない。でも、私は買物だけしかできないかもしれない。

そんな一つ一つの積み重ねの中で、実は支援事業者さんをお願いしなきゃいけないと思って整理されていることのうちの7つがなくなるかもしれない。そうすると限られた人材で動いている支援事業者さんが残りの3割を埋めてくれるかもしれない。そんなことがこれから整理されなきゃならないことだろうと僕は認識をしております。

だから、みんなが助け合って、みんなで解決するっていうことは、物すごく大きく捉えたは言い過ぎですけども、何よりも自分ができることって何かをもう一回確認して、それだけは何とかやれないかなというふうに思うことによって、残ったところの隙間が実は1しかないとしたら、残り9あるかもしれないのですけれども、それをどうやってみんなですべて個別に状況を把握しながらやるっていうことが、これからこういう小さな町の課題なのかなと思っていますし、実はこれは大きな町でも同じことだと思いますが、大きな町はサービス事業者さんがなりわいとして十分成立するんですけれども、田舎ではそれができませんから、そのことが大切になってくるというふうに私は認識をしております。

ヤングケアラーの問題についても、おかげさまで今現在、奈井江町では学校を通して、そういう形でご負担をされている子どもさんたちはいないというふうに認識をしておりますけれども、これも同じで、いつそれがそういう形が出るかもしれない。そして、これは子どもの問題であって、実は家庭の問題ですから、本当に今全体を見られる、全体の課題を共有できる仕組みということで、先ほど申し上げました、奈井江町のいろんな支え合いの会議がありますけれども、そういうところでそれぞれ課題として出ているようですから、本当にその中でもしやれることがあったらという議論を進めていただければなというふうに思います。

そして、実際にサポーターとしての意識のある方から包括支援センターのほうに相談やご報告もいただいているということですので、恐らくそれに基づいて担当のほうが一応と対応していただいていると思います。

とにかく情報をサポーター、今ご指摘いただいた情報を共有しながら、できることを一つずつやっていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

●議長

笹木議員。

●6番

何か取り留めのない再質問したのに、しっかりまとめていただいた答弁をいただいたなと思っています。ありがとうございます。

今回の質問は、本当に町長もおっしゃったけれど、言えば悩みの種じゃないですが、全町的な支え合いの難しさです。いろんな機構ができていても、本当にそれが手が届い

ているのか。また差し伸べたい人が手を出してくれるのか。ちょっとボランティア、社協でやっていますけれど、あんなすてきな回覧を入れていても、多分うちの母は93歳なんですけど、すごくしっかり、毎日新聞読みますから、しっかり読んでいるんです、ちょっとボランティアも。でも、理解はしてないと思います。

だから、そういう本当に高齢の方たちがこの町にはたくさんいて、しっかり広報して頑張っているんだけど、本当に難しい問題だになっていう思いで、今回質問させていただきました。何とかお互いに悩みながら頑張っていきたいなと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。3点目の質問は、子育て支援の充実から、妊娠・出産・子育て世帯への支援について伺います。

少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻です。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えてきています。

こうした状況を重く受け止め、国は誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置づけて進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表しました。今年4月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも、子どもや若者、男女共同参画への視点から、子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときだと思えます。

そこで、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開について伺います。

このたび、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時に計10万円相当の支給をする財源が補正予算により確保されました。研修を受けた配達員が毎月おむつや子育て用品を自宅にお届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝える、ゼロ歳児の見守り訪問をスタートさせている自治体もあります。

そこで奈井江町においても、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開を具体的にどのように進めようとしているのか伺います。特に現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のため体制整備が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、家事支援員、産後ドゥーラの確保について伺います。

見守り訪問事業を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態から、子どもと親の日常を守るために家事支援等が必要なケースも予想されます。産後のお母さんの自宅に伺い、家事からお子様のお世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員（産後ドゥーラ）の育成や確保も必要です。

そこで、家事支援員等が資格を取るための支援制度の創設なども有意義かと考えますが、ご見解を伺います。

次に、子ども食堂の整備・拡充について伺います。

子ども食堂の運営のためには、スタッフやボランティアなど、人材、事業を展開するための場所、事業を継続するための運営資金、様々な食材、地域や学校との連携のための人脈、保健衛生管理などの知識など、様々な運営資源の確保が必要です。

子ども食堂は、月1回開催しているところから、365日3食を提供しているところ、

数人を対象としているところから、毎回数百人が集まるところまで実に多様です。

目的も、お腹をすかせた子どもへの食事提供だけではなく、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場所づくりと様々です。

また、児童虐待やいじめ、不登校の自殺も増え、子どもをめぐる状況は深刻であり、様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、我が地域へ柔軟かつ積極的に子ども食堂の整備を進めるべきと考えますが、ご見解を伺います。

以上、町長にお伺いいたします。

●議長

町長。

●町長

子育て支援の充実ということに関連しての大きく3つのご質問であります。

奈井江町におきましては、安心して子どもを産み、全ての子どもが奈井江町の豊かな自然や人との関わりの中で、心豊かに健やかに育つように、奈井江町子ども・子育て支援計画を策定し、子育て支援施策を推進しているところであります。

1点目のゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてであります。ゼロ歳児を持つご家庭は、子育て中に最も不安や負担を感じる時期であり、子どもを連れて外出が大変なことから閉じ籠もりがちになり、孤立化しやすいというふうに認識をしています。

子育ての孤立化を防ぐために、新生児訪問や産婦訪問、乳児健診や乳児相談、その他必要に応じて、保健師や栄養士の訪問や面接、子育て支援センターにおいて、毎週ゼロ歳児対象の「ベビちゃんの日」というのもあるそうですが、これを設定して、毎月関わる機会を設けております。

また、健診未受診者への状況確認、乳児相談事業等への参加勧奨を積極的に行い、保護者の不安や悩みを聞きながら、声かけ、見守り、必要に応じての面接・訪問等個別支援を行っております。

また今後、砂川市立病院と連携を取りながら、出産後の乳房ケアや育児相談に対応できる産後ケア事業を取り入れるなど、さらに子育て支援の充実を図り、ゼロ歳児に限らず、幼児期・学童期へと一連の視点の中で子育てをサポートしてまいりたいと考えております。

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業につきましては、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう相談に応じ、支援サービスの紹介を行いながら、出産育児関連用品の購入費助成も併せて一体的に実施することとしております。

子育て世代に寄り添った継続的な支援体制を図るため、人材育成や確保は欠かせないものと考えており、今後、子育てボランティアの確保や育成強化を行うとともに、令和5年度は保健師2名を採用することとし、職員の人材育成にも努めてまいります。

2点目の家事支援員（産後ドゥーラ）の確保についてであります。

出産後、妊娠前の体に戻るまでの時期である産褥期は、消耗した体力と子宮の状態を

安定させるために十分な休養が必要な時期であります。

当町では、産後、里帰りをされる方やご実家から支援に来る方が多い状況ではあります。中にはご実家が遠方である、夫が多忙でサポート体制が不十分である方もおり、そうした方にとって産後の家事支援は重要な役割を果たすと考えられます。

産後ドゥーラは、食事や掃除などの家事と赤ちゃんのお世話の育児サポートを行うための資格であり、一般社団法人ドゥーラ協会による認定資格として、都市部を主として、道内全域でも十数名の登録と非常に少なく、また、活動は個人事業主としての活動をしているとお聞きをしております。

資格取得には4か月半の研修が必要なこと、北海道の開催がないことなどの課題に加えて、活動の範囲は町内者に限ったものではなく、広域での支援体制を包含するものとした場合、当町での資格取得の支援制度の創設については難しいものがあると考えております。

いずれにいたしましても、産後のお母さんにしっかりと寄り添い、産婦訪問や相談支援、先ほど申し上げました産後ケア事業を取り入れながら、子育て支援体制の充実に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

3点目の子ども食堂の整備充実についてであります。子ども食堂は、子どもの貧困対策としての食事の提供や、孤食の解消、食育の場としてだけでなく、保護者同士の交流の場や地域交流の拠点など、地域に密着したコミュニティになり得る場所と認識しております。

このベースとなるのが、過去において、年末に年越しテント村みたいなのが出て、それを主導といいますか、起こした湯浅さんが、今この子ども食堂の全国組織の代表を務めていらっしゃるし、そういう視点でこれが生まれたというふうに私は認識をしております。

この子ども食堂は、2010年頃、東京の自然食品店の取組から始まり、2021年には6,000か所以上と急速に増えており、空知管内でも民間団体の活動として数か所運営されていると聞いておりますけれども、子ども食堂は、官民間問わず様々な支援者と連携をして工夫し、協力体制の下での運営が必要であります。多くが、財源に脆弱性があったり、場所やスタッフなどのマンパワーの確保など様々な課題があり、行政主導での実施は難しいと捉えています。

現在、当町として子育てに関連した食育や孤食の課題解決の取組については、主なものとして、こども園や各学校における給食だよりの発行、家庭菜園活動や食育教育、地域の食生活改善に向けた食生活改善推進協議会の活動やイベントなどがありますが、まず当町においては、今後も関係機関や地域団体と連携して、子どもたちの食生活などの状況と課題把握に努め、子どもたち自身が、自ら食の大切さを学べる環境づくり、食育活動を進めて、健全で豊かな食生活を送れるよう支援してまいりたいと考えています。

子ども食堂とか、そういうものは、非常に行政がなかなか届かないところを、民間のボランティアの方たちが担っていただいて、まさに穴を埋めるような施策というか、事業として展開をしていただいていると思っております。

ですから、逆の言い方をすると、本来根源的な対策を行政がしっかりとやるべきことであって、そここのところの認識を、私自身もう一度改めて捉え直して、子ども食堂とか、そういうことに頼らずにというか、その別の視点で根源的な課題を解決する方法が何なのか、そしてそれを奈井江町ではどういうことができるのかということを考えなければならない課題だというふうに捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

笹木議員。

●6番

最後の質問、答弁頂きました。

私自身は、この奈井江町って子育て支援に関しては、物すごく充実して、それぞれの担当の方も本当に頑張ってくれているという認識は持っております。

家事支援ですよ、産後のためのということで、産後ドゥーラですけれども、難しい道のりがあるのだということも知っていたんですけれども、こここのところをしっかりと質問をしないと、これもやっぱり町民の方にも届けたいという思いで、月数も分かっていますし、人数も少ない、道内でも受けられないという。でもそれだけある意味ちょっと重たい、産後のケアをするというのは重たいことなんだなと。でもその方がいると、またきつと広がっていくんでしょね。そういうことだと思うんです。

でもまた、何かの機会があればチャレンジをしていただきたい。すばらしい保健師さんたちばかりなのでチャレンジもしていただきたいと思っています。

ちょっと私、この子ども食堂って、さっきも言いましたけれども、今どきの子ども、お腹がすいて困ってなんていう子どもは、案外小さい町にはそんなにいないのだと思っているんです。かえって都会の方が、ちょっと危ない部分もあるのかなって。

でも、だから、そういう子どもに食事を提供するということではなくて、大きく言えば、子どもも高齢者の人も一緒に固まりの中で、お茶でもいい、ジュース1杯でもいい。そんな交流ができる場所が町につくれたらなって。

先ほど商店街の空き店舗という話もありましたけれども、誰か何かいい形で手を挙げてくれればいいなって思っていますし、そこら辺は、町長、ちょっと意識の中で持って、町の女性ももちろん、若干の女性も出てくるでしょうけれども、ぜひまた前向きに考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

●議長

以上で、笹木議員の総括質問を終わります。

これにて、総括質問を終わります。

お諮りします。議案審査及び予算審査特別委員会開催のため、3月10日から15日

までの6日間を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。3月10日から15日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

大変ご苦労さまでした。

(14時12分)

令和5年第1回奈井江町議会定例会

令和5年3月16日（木曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第11号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 奈井江町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 6号 令和5年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 7号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 8号 令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 令和5年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第10号 令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第 3 議案第22号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第13号 奈井江町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第15号 奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第14号 奈井江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第16号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第17号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第18号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第19号 奈井江町課設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第20号 奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第12 意見案第1号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書
- 第13 会議案第1号 奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例
- 第14 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第15 調査第 2号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

2番	大 関 光 敏	3番	竹 森 毅
4番	遠 藤 共 子	5番	石 川 正 人
6番	笹 木 利津子	7番	森 山 務
8番	大 矢 雅 史	9番	森 岡 新 二

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
企 画 財 政 課 参 事	小 澤 克 則
総 務 課 長	辻 脇 泰 弘
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 誠
町 民 生 活 課 長	田 野 義 美
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
産 業 観 光 課 長	石 塚 俊 也
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
教 育 委 員 会 事 務 局 長	松 本 正 志
町 立 病 院 事 務 長	杉 野 和 博
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
企 画 財 政 課 課 長 補 佐	井 上 健 二
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の最終日、ご出席大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員8名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。
なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、竹森議員、4番、遠藤議員を指名いたします。

日程第2 議案一括上程

●議長

日程第2
議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」
議案第12号「奈井江町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」
議案第21号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」
議案第6号「令和5年度奈井江町一般会計予算について」
議案第7号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」
議案第8号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」
議案第9号「令和5年度奈井江町下水道事業会計予算について」
議案第10号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」
以上、8議案を一括議題といたします。
8議案につきましては、予算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書。

予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。

令和5年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1事件名、議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、議案第12号「奈井江町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第21号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」、議案第6号「令和5年度奈井江町一般会計予算について」、議案第7号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第8号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第9号「令和5年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第10号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日、令和5年3月10日、13日。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、原案のとおり可決した。細部口頭報告。

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告につきまして、発言を許します。

予算審査特別委員長、8番、大矢議員。

(予算審査特別委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。それでは、私より報告させていただきます。

令和5年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

去る3月3日の令和5年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案3件、予算議案5件の審査を行うため、3月10日、13日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、全8議案については、いずれも原案のとおり全会一致をもって可決されました。

令和5年度においては、厳しい財政状況の下、全般的に各会計とも各事業を精査し、予算計上されていることが伺えます。

令和4年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、町民参加のまちづくりを進めることが難しい中、町民との対話を工夫し、第6期まちづくり計画後期実施計画に基づき、着実に事業推進していただいたと感じております。

また、令和5年度は2期目の三本町政のスタートの年となりますが、引き続き「みんな

なでつくり上げるまちづくり」を实践され、昨年からの「奈井江版生涯活躍のまち（誰もが活躍し、寄り添い集う全世代共創のまちづくりプロジェクト）」を推進されることを大いに期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会で付されました主だった意見、要望をご報告いたします。

一般会計では、1点目として、就労の創出と定住促進についてであります。

仕事コンビニが本格運用となります。子育て世代や高齢者の方など、仕事を通じて生きがいつくりにつながる取組は町民の期待も大きいと考えます。着実に推進されるよう進めていただきたい。

また、空き家を活用した住宅供給システムの構築、空き店舗を活用した企業サポートなど、新たな活躍の場の創出により、移住・定住がさらに加速することを願うものであります。

2点目は、多世代共生型地域公共交通についてであります。

高齢化や人口減少の進行に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動手段である公共交通の確保が重要です。本町公共交通の維持・確保、利便性の向上などの取組が図られるよう、調査・検討を願いたい。

3点目は、防災についてであります。

近年頻発する自然災害に対応するためには、日頃の備えが重要になります。町民の防災意識を高めるためにも、防災訓練においては、より多くの方に関心を持って参加していただくことが重要であります。実施された内容についても、広く町民へ周知願いたい。

また、要支援者に対応するため、個別避難計画の策定も重要となってくることから、整備されるよう取組を進めていただきたい。

4点目は、役場庁舎の整備についてです。

令和6年5月からの供用開始に向け、今後においても町財政や経済動向に注視しながら整備を進めていただきたい。引き続き工事期間中の駐車場の確保など、住民の方が安全で来庁できるよう配慮願いたい。

5点目は、公営住宅の整備などについてであります。

公営住宅の整備等については、高齢化の進展とともに除排雪等についても課題となっているところである。将来的には業者の担い手不足なども懸念されることから、住民の方に対し、住み替え等について町の方針を理解いただくよう努力いただき、除排雪等の効率的な管理に努めていただきたい。

6点目は、コミュニティスクールについてであります。

コミュニティスクールが発足されます。本町においては、これまでも地域で学校を支えてきたと認識していますが、今後はさらに学校・家庭・地域が一体となり、信頼関係を結び、本町の子どもたちを育むことを期待するものであります。

7点目は、公設塾についてであります。

「ななかま」については本町に定着し、多くの子どもたちが生き生きと楽しく学んでいること、そして学力の向上につながっていることなどを見聞きし、大変喜ばしく感じ

ているところです。新たな授業も実施され、さらに子どもたちに基礎学力が定着することを願うものであります。引き続き子どもたちが学習に集中できるよう、環境の整備に努めていただきたい。

次に、下水道事業会計についてです。

地方公営企業法を適用し、企業会計に移行することとなった背景には、人口減少などによる料金収入の減少、施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、今後厳しさが増していくことがあり、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を、よりの確に行うことが求められている。移行する目的をしっかりと踏まえ、今後の運営に生かしていただきたい。

次に、町立国保病院事業会計についてです。

これまでも経営改革に取り組んでいただいているが、厳しい経営状況は続くことから、さらなる経営の改善を望むものであります。

また、二次医療圏の協議が進むことを期待するとともに、引き続き自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう進めていただきたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。委員会審査において出された意見・要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたい。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

議案第 11 号 討論・採決

(10時10分)

●議長

議案第 11 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 1 2 号 討論・採決

(1 0 時 1 0 分)

●議長

議案第 1 2 号「奈井江町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに嘱託手当等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 2 1 号 討論・採決

(1 0 時 1 1 分)

●議長

議案第 2 1 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 2 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号討論・採決

(10時11分)

●議長

議案第6号「令和5年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号討論・採決

(10時12分)

●議長

議案第7号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号討論・採決

(10時12分)

●議長

議案第8号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第9号「令和5年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第10号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第3、議案第22号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会最終日お疲れさまです。

それでは、追加議案書の158ページを開きください。議案第22号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ3,689万円を追加し、予算の総額を66億389万円とするものであります。

令和5年3月16日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が令和5年度まで延長されたことに伴う体制確保に要する費用であります。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、164ページを開きください。

165ページにわたる4款1項2目の予防費では、総額3,689万円を追加計上しておりますが、内訳といたしましては、ワクチン接種健康被害調査委員会の委員報酬5万7,000円、費用弁償1万6,000円、職員の時間外勤務手当113万2,000円、町内の3医療機関に対する接種体制整備協力金378万円、コピー用紙などの消耗品印刷製本費等の需用費で99万7,000円、郵便料、コールセンター通話料、接種費用、支払手数料合わせて210万2,000円、コールセンター委託料、個別接種委託料合わせて2,565万4,000円、システム改修負担金、小児接種対応に係る砂川市立病院への負担金合わせて155万2,000円、医療機関支援交付金160万円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

163ページをお開きください。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,593万9,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,095万1,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要でございますが、ワクチン接種スケジュール等の詳細につきまして、担当課長より説明いたします。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整

備について、概要をご説明いたします。

定例会資料追加ナンバー2の57ページ、資料34をご覧ください。

予防接種の体制について、3月9日、厚労省からの自治体説明会により一定の方向性が示されており、この予防接種法の法的位置づけが、現行の特例臨時接種実施期間を令和6年3月末まで延長することとなっております。

追加接種対象者につきましては、1の表にありますとおり、①65歳以上の高齢者、②5歳以上の者のうち基礎疾患を有する者、③重症化リスクの高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関・高齢者施設等の従事者、④追加接種が可能な全ての者となっております。

接種券の発行につきましては、接種券発行のためのシステム改修が終了次第、4月上旬から順次①の対象者に発行する予定としており、②③の対象者は保健センターへの申請に基づき発行することとしております。④の5歳以上の全ての年齢の方につきましては対象者が多いこともあり、発行順序等、今後詳細を検討する予定としております。

2、接種開始時期につきましては、上記接種対象者①から③の方は5月中旬頃から8月にかけて1回、④の5歳以上の全ての方は9月から12月にかけて1回接種することとなっております。実際に対象者①から③の方は、令和5年度において2回の接種の機会があることとなります。

3、予約体制は、4月中旬頃より24時間対応のウェブ予約、もしくはコールセンターへのお電話となりますが、電話対応は9時から12時の午前中の対応とさせていただきます。

これは、国からのコールセンター経費の補助金上限額が示されたことから、上限額内に収まるよう調整した結果、予約対応時間を縮小せざるを得ない状況となっております。今後混乱のないように、町民の皆様にご理解を頂きながら周知を図ってまいりたいと思います。

4、使用するワクチンにつきましては、オミクロン株対応二価ワクチンを基本とし、ファイザー社、モデルナ社製のワクチンを使用する予定であります。

下段に接種スケジュールを記載しておりますので、ご参照ください。

なお、初回接種が終了していない対象に対する接種や、6か月以上5歳未満の対象の接種につきましては、従来株ワクチンにて引き続き接種体制を確保することとしておりますことを、併せてご報告いたします。

令和5年度におきましても、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する方が、安全・安心して接種できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

以上、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備について、概要をご説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、竹森議員。

● 3番

今ほど説明ありました追加接種については異論のないところなんですけれども、追加接種ということで、接種する方が多分少ないと予想されるんですけれども、そういう1バイタルというか、ワクチンを一回開封したら何人と決まっているのに、その無駄がないように運用するための何か方策というのは考えていますか。

● 議長

休憩します。

(休憩)

● 議長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。

保健福祉課長。

● 保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

無駄がないようにということで、今1バイアル6人ずつ取れるような形でのワクチンの供給というふうになってございます。国のほうからは、ワクチンが足りないといった情報はございませんので、自治体のほうで管理しているワクチンの在庫管理をしながら、順次国のほうには供給を求めていきたいというふうに思っております、一応その1バイアル6人という枠がありますので、その6人ずつの枠、例えば枠で6か12か18かという枠をつくって予約を受ける形に体制を整えて、無駄がないような形で進めていきたいというふうに考えております。

● 議長

3番、竹森議員。

● 3番

ということは、6の倍数で集めているということは、希望する日にちに申し込んだけれども、人数にならなかつたら次の枠まで、人数がまんどになるように調整するということですか。

● 議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

枠は6の倍数ということで今のところ考えてございまして、例えば12枠があるときに、13人希望が入らないような形で、希望される方がその枠の中で収まるような形では考えてはいるんですけども、6の倍数で今のところ枠をつくって対応したいというふうに考えております。

●議長

竹森委員、よろしいですか。

保健福祉課長。

●保健福祉課長

それとですね、希望される方がその医療機関でもし接種できなかった場合は、ほかの医療機関でも実施できるような形で、枠を各医療機関に依頼しておりますので、その日に受けたいという方は、ほかの医療機関で空いているところがないか確認していただいて、接種を進めていただきたいというふうに考えております。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第4、議案第13号「奈井江町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書139ページをお開きください。

議案第13号「奈井江町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」

奈井江町青少年問題協議会条例の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、地方青少年問題協議会法による青少年の指導や保護、育成などを重要案件の審議とともに、地方公共団体の長に意見を述べる組織として、会長職を教育委員会教育長として明確に定めて運営を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

附則における施行日につきましては、令和5年4月1日とするものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時26分)

●議長

日程第5、議案第15号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書142ページをお開きください。

議案第15号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、道路構造令の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたこと、及び歩行者利便増進道路が新たに規定されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきまして、担当課長に説明させます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

改めまして、おはようございます。定例会のご出席、大変お疲れさまです。

それでは、議案第15号「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

定例会資料10ページ、資料5、新旧対照表をお開き願います。

今回の改正につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたとともに、歩行者利便増進道路の構造基準が新たに設けられたことから、関連する規定の整備を行うものであります。

概要ですが、第34条の中に自動運行補助施設を加えるものであります。

自動運行補助施設とは、道路の路面に埋設された磁気を帯びた誘導線などであり、磁気センサーを装着した自動車が自動走行をするためのものであります。

第46条につきましては、第44条の次に新たな規定を加えるため、従前の第45条の繰下げを行い、新たに規定する第45条では、歩行者利便増進道路の構造基準を定めております。

歩行者利便増進道路とは、歩道にカフェやベンチなどを配して、ゆっくり滞在できる空間を設けることで、快適な生活環境の確保などに資するものであり、第1項では、この道路に歩行者の滞留スペースを設けることを、第2項では、設けたスペースに歩行者利便増進施設等の設置場所を確保することを、第3項では、この道路をバリアフリー基準に適合する構造にすることをそれぞれ定めるものであります。

附則では、本条例の施行日は令和5年4月1日とし、2項については条の繰下げへの対応を行うものであります。

以上、「奈井江町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第6、議案第14号「奈井江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書140ページをお開きください。

議案第14号「奈井江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」

奈井江町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、道路法の一部改正に伴い、自動運行車を補助する装置として自動運行補助施設が道路附属物に位置づけられたことから、同施設の占用料についての規定を追加するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第7、議案第16号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書144ページをお開きください。

議案第16号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

本条例の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、バス送迎に関する安全管理の徹底、利用児童の安全確保に関する規定を追加するものであり、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、笹木議員。

● 6番

ただいま説明がありましたけれども、この条例改正について、次の第17号にも同様の改正部分があります。第13条の2において、職員に対し感染防止及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に行うとの改正部分がありますが、この中の研修、また訓練について、どのように取り組まれるのか伺います。

● 議長

答弁を求めます。

休憩いたします。

(休憩)

● 議長

会議を再開いたします。

保健福祉課長。

● 保健福祉課長

ただいまの笹木議員の質問にお答えいたします。

こども園では、この感染症及び食中毒の予防、蔓延防止に対する研修といたしまして、定期的に研修も行っておりますし、滝川保健所管内でもこういった感染症の蔓延防止のための研修会が毎年行われておりますので、必ずそこに職員が参加させていただきまして、その参加した内容を園内の保育士、職員にきちんと伝達研修をして、例えば何か嘔吐したお子さんがいたときに、その感染症等が蔓延しないような対策が取れるような模擬訓練も含めて実施しておりますので、これは毎年そういった形で感染症予防ということで研修を積ませていただいております。

● 議長

よろしいですか。

6番、笹木議員。

● 6番

研修の部分は、滝川保健所の教えのとおりじゃないですけど、そのまま伝達をして、きちんと蔓延防止をしているということでしたが、もう1点、訓練というのが私の中で

は蔓延防止のための訓練を定期的にというほうが、ちょっと分からなかったんですね。そこをもう一度説明していただけますか。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えします。

訓練といったところでは、模擬ですので、例えば嘔吐しましたというその吐物があるというふうに想定したときに、それをウイルスが飛散しないような形で、ぬれたタオルとかウエットティッシュですとか、新聞紙だとか、そういうものをまとめた形で、こういうふうにまとめて、感染しないようにビニールに入れてといったことですか、その対応するときに手袋とか足カバーをどういうふうに装着するのかとか、防着をどういうふうに着るのかとか、そういったことも含めて研修をして、細菌ですとかウイルスとかが周りに飛散しないような形で対応する方法を訓練しております。

●議長

よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 17 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時39分)

●議長

日程第 8、議案第 17 号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 146 ページをお開きください。

議案第 17 号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、バス送迎に関する安全管理の徹底等、利用乳幼児の安全確保に関する規定を追加し、懲戒権に関する規定を削除するものであり、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時41分)

●議長

日程第9、議案第18号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書148ページをお開きください。

議案第18号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年3月3日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、懲戒権に関する規定を削除するものであり、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第18号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時43分)

●議長

日程第10、議案第19号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書149ページをお開きください。
議案第19号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」
奈井江町課設置条例の一部を次のように改正する。
令和5年3月3日提出、奈井江町長。
本条例の改正については、令和元年7月に実施した機構改革の検証を行い、その結果に基づき、効率的な業務の推進等を目的に行政組織の変更を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

第1条中、総務課の所管事項に契約に関する事項を追加、町民生活課の所管事項に徴

税、使用料及び保険料の徴収に関する事項を追加し、会計課を廃止するものであります。

附則において、この条例令和5年4月1日から施行するものとしております。

この見直しに関しましては、ご決定いただいた後、町広報、ホームページ等により周知を行い、町民の皆様が戸惑うことのないよう努めてまいります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番、竹森議員。

●3番

ただいまの説明はよく分かったんですけども、会計課を廃止するということは、今の現状ですと窓口業務をやっているんですけども、その関係で、今後条例施行されると窓口業務についてはどういう形になるのか説明願いたいと思います。

●議長

総務課長。

●総務課長

ただいまの竹森議員のご質問でございますが、窓口業務につきましては、引き続き町民生活課のほうに新たに徴収とか収納を担当する出納係というものをつくる予定でございますので、その担当職員が対応するという形で考えてございます。

●議長

3番、竹森議員。

●3番

ということは、今までのとおり窓口の北門さんもいるんですけども、そういうのを置くということですか。

●議長

総務課長。

●総務課長

ただいまの竹森議員のご質問ですが、4月1日以降北門さんの派出については、北門さんのほうから職員が来ないというような形になります。あそこの今ガラスですとか入っているカウンターがあると思いますが、その辺、ちょっとまだこの後どういうふうな

対応をするか詳細は決めてございませんが、あの中に今後新たに設置する出納係が入って、引き続き窓口業務を担当するというような形で考えてございます。

●議長

よろしいですか。
ほかに質疑はございませんか。

(なし)

●議長

これで質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと申します。
議案第19号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時46分)

●議長

日程第11、議案第20号「奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 150 ページをお開きください。

議案第 20 号「奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例」

令和 5 年 3 月 3 日提出、奈井江町長。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、奈井江町個人情報保護条例の廃止、奈井江町公文書公開条例の一部改正等を行うため、本条例を制定するものであります。

詳細につきまして担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課長。

●総務課長

それでは、議案第 20 号「奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例」につきましてご説明いたします。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月 1 日より地方公共団体における個人情報保護制度が法律に一元化されることに伴い、改正後の個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の個人情報保護条例の廃止等を行うものであります。

議案書 150 ページになりますが、第 1 条では趣旨を定めた上で、第 2 条定義では町の機関を定めるとともに、そのほかの用語は法律の例によることとし、第 3 条では旧条例で定めていた個人情報取扱事務の届出に関し、同様に規定しております。また、第 4 条では本人情報の開示決定等の期限について、旧条例で定めていた期間、15 日以内等を新制度でも同様に取扱う予定で定めております。

議案書 151 ページ。

第 5 条、手数料等におきましては、旧条例と同様に手数料は無料とし、コピー等の実費に関しては請求者の負担とするものであり、第 6 条では、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合は、町公文書公開条例で定める公文書公開個人情報保護審査会を審査機関とするよう定めるものであります。

附則につきましては、第 1 条では本条例の施行日は、改正個人情報保護法の施行日であります令和 5 年 4 月 1 日とし、第 2 条では同法の施行に伴い、本町の個人情報保護条例を廃止しております。第 3 条では、経過措置として第 1 項では旧条例における個人情報の取扱いに関する事項、第 2 項では旧条例における開示請求等の取扱いに関する事項、第 3 項から第 5 項までは罰則に関する事項をそれぞれ定めるものであります。

議案書 152 ページから 154 ページにわたります第 4 条では、個人情報保護制度の法律一元化に伴い、本町の公文書公開条例における非開示等情報の規定について所要の改正を行っております。

以上、奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第20号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 意見書第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時51分)

●議長

日程第12、意見案第1号「食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。
事務局長。

●事務局長

意見案第1号「食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書」

上記事件について、国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して、強く要望いたしたい。

令和5年3月16日提出。

提案者、奈井江町議会議員竹森毅。

賛成者、奈井江町議会議員森山務同じく遠藤共子。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1、世界の食糧事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など、機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。

また、基本法の見直しにあたっては、食糧自給率の向上を目指し、農業者が将来にわたって安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

2、国内の酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒され、存続の危機に瀕していることから、官民一体で在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳・乳製品の消費拡大の一層の強化や、新たな需要創出などで一刻も早く需給改善を図ること。

また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成のもと、コスト高に係る酪農・畜産物の適正な価格形成が可能となるよう環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

3番、竹森議員。

●3番

提案議員の立場から補足説明をいたします。

我が国の農政の基本となる食料・農業・農村基本法が制定され20年以上が経過しましたが、農業者の高齢化や自然災害による農業被害等で生産基盤が脆弱化するなど、農業・農村をめぐる情勢は大きく変化しました。また、コロナ禍による農畜産物需要の激

減による在庫滞留や価格低下のほか、ロシアのウクライナ侵攻で肥料などの生産資材価格の高騰で、我が国の農業は危機的な状況に陥っています。

こうした情勢から、食料安全保障が改めて重要視されており、政府は基本法の見直しに向けた議論を開始しています。一方、酪農・畜産をめぐるっては、生乳の需給改善に向けた減産や飼料等の価格高騰などによって、存続の危機にさらされています。

このため、今後も農業者が安心して営農できるよう、食料安全保障の強化や酪農・畜産農家の経営安定に向けて、生産基盤の一層の強化や生産コストの上昇を反映した適正な価格形成が可能となるよう、この意見書を提出いたします。全議員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は提案のとおり可決されました。

日程第13 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時56分)

●議長

日程第13、会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例」

上記議案を、地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年3月16日提出。

提出者、奈井江町議会議員笹木利津子。

賛成者、奈井江町議会議員大関光敏、同じく竹森毅。

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方議会は個人情報の保護に関する法律の適用除外となるため、本条例を制定したい。

「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例」

条例文につきましては省略いたします。

21ページをご覧ください。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

6番、笹木議員。

●6番

ただいま議題となりました会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例」案について、提案者の立場より補足説明させていただきます。

本条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方議会は個人情報の保護に関する法律の適用除外となるため、新たに条例を制定するものです。

条例につきましては6章から成り、第1章では目的や定義、議会の責務、第2章では個人情報の取扱いについて、第3章では個人情報ファイルの作成及び公表、第4章では情報の開示、訂正及利用停止、第5章では雑則、第6章では罰則についてを定め、令和5年4月1日より施行しようとするものであります。全議員のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
会議案第1号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 調査第1号の上程・説明・付託

(11時00分)

●議長

日程第14、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」

議会運営委員長より、地方自治法第109第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査、調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和5年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項。

調査期間、令和5年4月30日まで。
以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 調査第2号の上程・説明・付託

(11時01分)

●議長

日程第15、調査第2号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」

広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査、調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和5年3月16日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。

調査期間、令和5年4月30日まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定いたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年奈井江町議会第1回定例会を閉会といたします。

皆さん大変ご苦労さまでした。

(11時02分)